

令和4年度 西東京市教育委員会の権限に属する事務の管理
及び執行の状況の点検及び評価(令和3年度分)報告書
～ 令和3年度における事務の管理及び執行状況 ～



令和4年8月

西東京市教育委員会

【目 次】

| | | |
|------|---|----|
| 第1 | 概要 | 1 |
| 第2 | 教育目標・基本方針・施策体系図 | 2 |
| 第3 | 西東京市教育委員会の主な施策事業の点検及び評価 | 5 |
| 1 | 情報リテラシーの育成と情報モラル教育の充実（GIGAスクール構想） | 5 |
| 2 | 人権教育及び子どもの権利に関わる教育の推進 | 7 |
| 3 | 子どもの読書環境整備 | 9 |
| 4 | 教育委員会から学校への専門家派遣 | 11 |
| 5 | 中学校特別支援学級及び特別支援教室の充実 | 13 |
| 6 | 保護者への適時適切な情報提供とネットワークの充実 | 15 |
| 7 | 早期対応の充実 | 17 |
| 8 | 幼稚園・保育園・小学校間の連携強化 | 19 |
| 9 | ICT環境整備（GIGAスクール構想） | 21 |
| 10 | 学校施設個別施設計画の策定 | 23 |
| 11 | 放課後子供教室 | 25 |
| 12 | 地域学校協働本部の研究 | |
| | コミュニティ・スクールやPTA等との連携に関する研究 | 27 |
| 13 | 子育てに関する学習機会の充実 | 29 |
| 14 | 市民活動団体への支援、相談 | 31 |
| 15 | 中央図書館・田無公民館耐震補強等改修及び休館中の代替サービス | 33 |
| 16 | 下野谷遺跡の保存・活用 | 35 |
| 第4 | 西東京市教育計画に掲げる基本方針・方向ごとの取組状況 | 37 |
| (1) | 基本方針1 | 37 |
| (2) | 基本方針2 | 44 |
| (3) | 基本方針3 | 48 |
| (4) | 基本方針4 | 53 |
| 第5 | 教育委員会の活動状況 | 57 |
| 第6 | 点検及び評価に関する有識者からの意見 | 59 |
| <資料> | (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄） | 65 |
| | (2) 西東京市教育委員会の権限に属する事務の管理及び 執行の状況についての点検及び評価実施要綱 | 66 |
| | (3) 西東京市教育計画（平成31（2019）年度～2023年度）の用語解説 | 67 |

第1 概要

本報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、令和3年度の西東京市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行った結果を示したものです。

これは、教育委員会が所掌する事務について、教育委員会自らが点検及び評価を行い、結果を公表することにより、効果的に教育行政を推進するとともに、市民の皆様への説明責任を果たしていくという趣旨によるものです。

西東京市教育委員会では、平成31年3月に「西東京市教育計画（平成31（2019）年度～2023年度）」を策定しており、令和3年度は計画期間の中間年度に当たります。

この間、新型コロナウイルス感染症は、国内最初の感染者が確認されてからすでに2年以上が経過しており、今もなお市民生活に大きな影響を及ぼしています。

こうした中、学校現場においてはGIGAスクール構想を着実に推進し、子どもたちや、そのご家族の皆さまの「いのちと健康」を守りつつ、「子どもの学びを止めてはならない」という思いから、全国的にも先駆けて「オンライン授業」を実施するなど、感染拡大防止対策を講じつつ、教育計画の内容の実現に向けて様々な取組を実施してまいりました。

令和3年度の本報告書は、第1から第6までで構成しており、「第3 西東京市教育委員会の主な施策事業の点検及び評価」では前述の教育計画における、令和3年度の主な施策事業である16項目について、「取組成果」、「自己評価」、「今後の課題・改善点」などの項目に分けて詳細な点検及び評価を行っています。

また、令和3年度が計画期間の中間年度であることから、「第4 西東京市教育計画に掲げる基本方針・方向ごとの取組状況」において、これまでの状況や課題・今後の方向性を整理しています。

点検評価は教育委員会が自らで行うものですが、客観性を確保するため、報告書の作成に当たって3人の学識経験者等から貴重な御意見をいただいております。第6ではその御意見を掲載しています。学識経験者等には対象事業の総覧を行っていただく中で、令和4年7月4日及び7月25日に開催したヒアリングを中心とした会議においては、本報告書掲載の御意見以外にも貴重な御助言をいただきました。

いただいた御意見及び御助言を含め、本点検及び評価の結果を今後の教育行政に生かしてまいります。

第2 教育目標・基本方針・施策体系図

【西東京市教育委員会の教育目標】

西東京市教育委員会は、すべての市民が進んで知性、感性を磨き、道徳心や体力を高め、人間性を豊かにし、国際社会の平和と発展に貢献することを願い、次に掲げる市民の育成を教育目標とします。

- ◎ 互いの生命と人格を尊重し、思いやりと規範意識のある市民
- ◎ 社会の一員として、勤労と責任を重んじ、広く社会に貢献しようとする市民
- ◎ 自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かな市民
- ◎ 伝統と文化を尊重し、自然と郷土を愛するとともに、環境の保全に寄与する市民

また、学校教育及び社会教育を充実し、だれもが生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合うことができる社会の実現を図ります。

そして、教育は、学校、家庭、地域及び行政が連携し、それぞれが責任を果たして行われなければならないとの認識に立って、ともに学び・ともに成長し・ともに励ましあう自主的・自発的活動を推進し、すべての市民が教育に参加することを目指します。

【教育計画の基本方針】

基本方針1 子どもの「生きる力」の育成に向けて

次代を担う子どもたちが自らの人生を切り拓くために、主体的・対話的で深い学びを通して、確かな学力を育むとともに、豊かな心や健康・体力などの「生きる力」を育成していきます。

基本方針2 子どもの「心の健康」の育成に向けて

子どもが「生きる力」を身に付け、持続可能な社会を創る一員として、学び続けられる大人になっていくためには、子どもの「心の健康」の育成が重要になってきます。様々な出来事に出会い、すぐに解決できない問題に直面しても、力強く生きていけるよう、「心の健康」の育成に向けた相談・支援体制を充実させます。

基本方針3 持続可能な社会の創り手を育むための教育環境の充実に向けて

時代の変化に対応するための学習環境などの整備や、学校における組織体制や教職員の働き方を見直すことで学校経営改革の推進を図ります。さらに、学校を核としながら連携・協働し合う地域づくりに取り組むとともに、家庭教育への支援を充実させることにより、持続可能な社会の創り手を育むための教育環境の充実を図ります。

基本方針4 「学び」を身近に感じ「学び」を実践できる社会の実現に向けて

社会の変化に対応した学習機会の提供の充実を図ることにより、生涯にわたって学び、活躍できる環境の整備に取り組みます。これにより、地域コミュニティの維持・活性化や地域課題の解決に寄与する「学び」と「活動」の循環の形成を目指します。

西東京市教育計画（平成 31（2019）年度～2023 年度）における施策体系図

| | |
|--------------------------|--|
| 基本方針 | |
| 方向 | 施策 |
| 基本方針 1 子どもの「生きる力」の育成に向けて | |
| 方向 1 社会の変化に応える確かな学力の育成 | <ul style="list-style-type: none"> ①きめ細かな学習指導による基礎・基本の習得と活用 ②学ぶ意欲の向上に向けた教育の充実・推進 ③教育の情報化による学習指導の質の向上 【主要事務事業 1：情報リテラシーの育成と情報モラル教育の充実（GIGAスクール構想）】 ④持続可能な開発のための教育（ESD）の推進 |
| 方向 2 豊かな心を育む教育の実現 | <ul style="list-style-type: none"> ①人権教育の推進 【主要事務事業 2：人権教育及び子どもの権利に関わる教育の推進】 ②いじめや暴力行為の防止に向けた教育の推進 ③道徳教育の充実 ④読書活動の推進 【主要事務事業 3：子どもの読書環境整備】 |
| 方向 3 子どもの健康づくりと体力づくりの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ①たくましく生きるための健康と体力づくりの推進 ②望ましい生活習慣や規律のある生活習慣の確立 |
| 方向 4 一人ひとりを大切にする教育の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ①校内体制の充実 ②個に応じた教育実践の内容の充実 ③個に応じた教育実践を支える教育委員会の役割の充実 【主要事務事業 4：教育委員会から学校への専門家派遣】 【主要事務事業 5：中学校特別支援学級及び特別支援教室の充実】 |
| 基本方針 2 子どもの「心の健康」の育成に向けて | |
| 方向 1 相談・支援の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ①教育相談センターにおける相談・支援の充実 ②子どもの育つ環境を支援するネットワークの充実 【主要事務事業 6：保護者への適時適切な情報提供とネットワークの充実】 |
| 方向 2 学校における教育支援体制の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ①児童・生徒の「心の健康」の育成 ②学校と教育委員会との連携による支援の充実 ③不登校への対応 【主要事務事業 7：早期対応の充実】 |
| 方向 3 学校を支える多様な教育資源の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ①個の教育的ニーズに応じた教育資源の充実 |

| | |
|--|---|
| 基本方針3 持続可能な社会の創り手を育むための教育環境の充実に向けて | |
| 方向1 時代の変化に対応した学習環境等の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ①小中一貫教育の推進 ②学校の教育環境の整備 【主要事務事業8：幼稚園・保育園・小学校間の連携強化】 ③学校給食環境の整備 ④情報教育環境の整備 【主要事務事業9：ICT環境整備(GIGAスクール構想)】 ⑤学校施設の適正規模・適正配置と維持管理 【主要事務事業10：学校施設個別施設計画の策定】 |
| 方向2 学校経営改革の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ①学校組織の活性化 ②学校における働き方改革の推進 |
| 方向3 学校を核とした地域づくりの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ①地域と学校の連携・協働の仕組みづくり 【主要事務事業11：放課後子供教室】 【主要事務事業12：地域学校協働本部の研究、コミュニティ・スクールやPTA等との連携に関する研究】 ②安全・安心な教育環境の推進 |
| 方向4 家庭における教育力の向上 | <ul style="list-style-type: none"> ①家庭教育に関する学びの機会の充実 【主要事務事業13：子育てに関する学習機会の充実】 |
| 基本方針4 「学び」を身近に感じ「学び」を実践できる社会の実現に向けて | |
| 方向1 多様な学びをつなぐ生涯学習の振興 | <ul style="list-style-type: none"> ①生涯学習推進体制の充実 ②生涯学習情報を提供する体制の整備 ③学びを通じた地域コミュニティづくり |
| 方向2 誰もが学習に参加できる機会の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ①誰でも学べる機会の充実 ②ライフステージに応じた学びの機会の充実 |
| 方向3 「学び」が実践できる地域の学習資源の活用 | <ul style="list-style-type: none"> ①公民館機能の充実 【主要事務事業14：市民活動団体への支援、相談】 【主要事務事業15：中央図書館・田無公民館耐震補強等改修及び休館中の代替サービス】 ②図書館機能の充実 【主要事務事業15：中央図書館・田無公民館耐震補強等改修及び休館中の代替サービス】 ③文化財の保存と活用の充実 【主要事務事業16：下野谷遺跡の保存・活用】 ④その他地域の学習資源の充実 |

※太字の表記は、令和3年度の主要な施策として「第3 西東京市教育委員会の主な施策事業の点検及び評価」の対象としている施策・事業です。また、「第4 西東京市教育計画に掲げる基本方針・方向ごとの取組状況」では、基本方針・方向ごとに取組状況を掲載しています。

第3 西東京市教育委員会の主な施策事業の点検及び評価

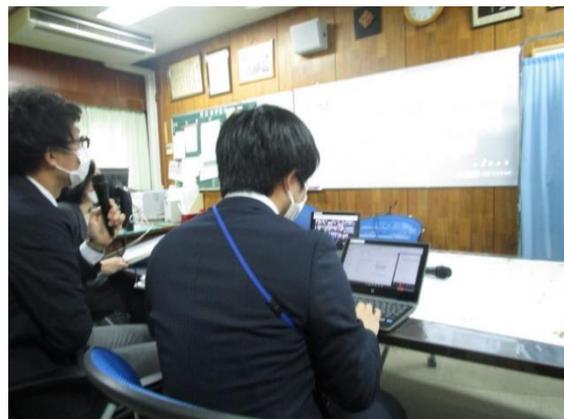
| | | | |
|---|---|--------------------|-------|
| 項目番号 | 1 | 主管課 | 教育指導課 |
| 1 評価対象事業 | | | |
| 情報リテラシーの育成と情報モラル教育の充実（GIGAスクール構想） | | | |
| 2 該当する教育計画上の基本方針等 | | | |
| 基本方針 | 1 | 子どもの「生きる力」の育成に向けて | |
| 方向 | 1 | 社会の変化に応える確かな学力の育成 | |
| 施策 | ③ | 教育の情報化による学習指導の質の向上 | |
| 3 取組事業の概要（「教育計画」から抜粋） | | | |
| <p>情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を効果的に活用する学習活動の充実を図る。また、家庭や地域と連携し、子どもたちがネット依存に陥ったり、SNS等も含めたネット社会において加害者や被害者にならないために、情報モラル教育の充実を図る。</p> | | | |
| 4 具体的な取組（令和3年度） | | | |
| <p>研究指定校を中心に、1人1台タブレット端末を活用した授業の研究を行う。また、各校においてGIGAスクール推進教師を中心に、ICT活用能力の向上や情報モラル教育の充実を図る。家庭においても、子どもたちがタブレット端末を活用し、課題に取り組むことができるよう、タブレット端末の持ち帰りを実施する。</p> | | | |
| 5 年度当初の事業指標等 | | | |
| <p style="text-align: center;">2学期（9月～12月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・GIGAスクール推進教師連絡会 ・研究指定校（研究授業等） <p style="text-align: center;">1学期（4月～8月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タブレット端末の操作研修（教員対象） ・情報セキュリティ研修（管理職対象） ・GIGAスクール推進教師連絡会 ・研究指定校（研究授業等） <p style="text-align: center;">3学期（令和4年1月～3月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・GIGAスクール構想研究指定校中間発表 ・GIGAスクール推進教師連絡会 ・研究指定校（研究授業等） | | | |
| 6 取組成果（令和3年度） | | | |
| (1) 事業決算額・実績値等 | | | |
| 決算見込額 | 458,313円 | | |
| 実績値等 | 西東京市GIGAスクール推進教師研修会 5回開催、西東京市子どもGIGAスクール委員会 3回開催、西東京市GIGAスクール構想懇談会 1回開催 | | |
| (2) 取組内容 | | | |
| <p>小学校1校、中学校1校をGIGAスクール構想研究指定校に指定し、授業でのタブレットの有効活用や情報活用能力の育成を研究主題として研究を推進した。</p> <p>GIGAスクール推進教師の研修会を5回実施し、タブレットの操作研修や個人情報保護、ネット依存への対応など、想定される課題を研修のテーマに取り上げた。</p> <p>西東京市子どもGIGAスクール委員会を立ち上げ、3回のオンライン会議で、子どもたち自身がタブレットの使い方について意見を交流し「タブレットルール3きょうだい」を策定した。</p> <p>西東京市GIGAスクール構想懇談会を実施し、様々な立場の方々との意見交換をした。</p> | | | |

| 7 自己評価 | |
|--|----------------------|
| (1) 定量的又は定性的な観点に基づく自己評価 | |
| A | A… 計画・目標どおりに達成できた |
| | B… 計画・目標の一部が達成できなかった |
| | C… 達成できず困難な課題がある |
| (2) 評価理由 | |
| <p>研究指定校において、実践授業を中心とした研究を推進することにより、タブレットを活用した授業改善に資することができた。G I G Aスクール推進教師の研修会を実施し、タブレットの操作研修や個人情報保護、ネット依存への対応など、タブレットの活用を進めていくうえで想定される課題を研修のテーマに取り上げることができた。</p> <p>タブレットを活用するのは子どもたち自身であることから、全市立中学校から代表者が集まり、西東京市子どもG I G Aスクール委員会を立ち上げ、タブレットの使い方について提言をすることができた。</p> <p>また、大人の立場からのG I G Aスクール構想への意見交換の場として、西東京市G I G Aスクール構想懇談会を設け、保護者や市民の期待すること、不安なことなどの意見を直接聞く機会を作ったことは、G I G Aスクール構想の推進に資する取組となった。</p> <p>これらの取組は、事業指標を大きく上回る展開を見せ、G I G Aスクール構想の実現を図ったことからA評価とした。</p> | |
| 8 今後の課題・改善点 | |
| <p>児童・生徒がタブレットの操作や機能面に慣れることにより、学習以外の使い方をするなどトラブルに発展することも想定されることから、情報リテラシーを高める学習の充実を一層図る必要がある。</p> | |

○参考資料



タブレットルール3きょうだい

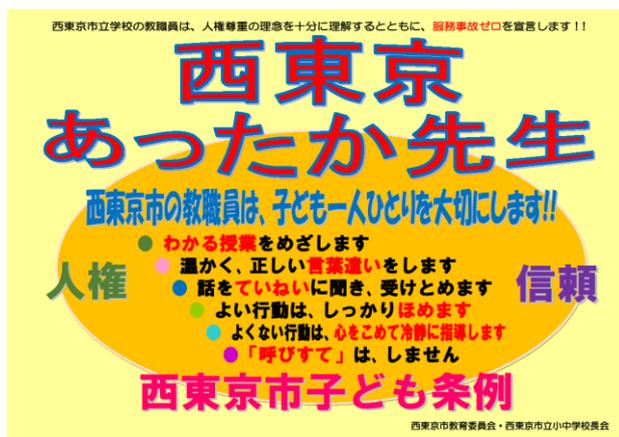


西東京市子どもG I G Aスクール委員会の様子

| | | | | | | | | |
|--|--|-------------------|-------|--|----------------------------|--|---|--|
| 項目番号 | 2 | 主管課 | 教育指導課 | | | | | |
| 1 評価対象事業 | | | | | | | | |
| 人権教育及び子どもの権利に関わる教育の推進 | | | | | | | | |
| 2 該当する教育計画上の基本方針等 | | | | | | | | |
| 基本方針 | 1 | 子どもの「生きる力」の育成に向けて | | | | | | |
| 方向 | 2 | 豊かな心を育む教育の実現 | | | | | | |
| 施策 | ① | 人権教育の推進 | | | | | | |
| 3 取組事業の概要（「教育計画」から抜粋） | | | | | | | | |
| 暴力行為やいじめ、児童虐待などの問題の早期発見・早期対応に努めるとともに、自分や他者を大切に思いやる心を育む人権教育の一層の推進を図る。 | | | | | | | | |
| 4 具体的な取組（令和3年度） | | | | | | | | |
| <p>人権教育を主題とする市立学校教育研究奨励校を指定し、その研究成果を広く発信することで市立小・中学校全体の人権教育の充実を図る。</p> <p>教職員一人ひとりが人権尊重の理念を理解し、「服務事故ゼロ」を目指して、学校と教育委員会が「西東京あったか先生プロジェクト」に取り組む。コーチングスキルを身に付ける研修会の実施や、毎月のチェックシートに取り組む校内研修の充実により、教職員の人権意識の醸成を図る。</p> <p>子どもの権利が大切にされる安全な学校をつくるために、「西東京市子ども条例」の副読本を活用した教育活動を全校で行い、子育て支援部と連携して「西東京市子ども条例」の理解を図る。</p> | | | | | | | | |
| 5 年度当初の事業指標等 | | | | | | | | |
| <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">人権教育を推進する取組</div> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 10px;"> 8月 コーチングスキル研修実施（管理職等対象） </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 10px;"> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 10px;"> 4月～令和4年3月 <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究奨励校における研究（市立校1校） ・ 西東京あったか先生プロジェクト・校内研修（毎月） ・ サービス事故防止に特化した学校訪問（抽出） ・ 「西東京市子ども条例」副読本を活用した授業の実施 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 10px;"> </td> </tr> </table> | | | | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">人権教育を推進する取組</div> | 8月 コーチングスキル研修実施（管理職等対象） | | 4月～令和4年3月 <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究奨励校における研究（市立校1校） ・ 西東京あったか先生プロジェクト・校内研修（毎月） ・ サービス事故防止に特化した学校訪問（抽出） ・ 「西東京市子ども条例」副読本を活用した授業の実施 | |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">人権教育を推進する取組</div> | | | | | | | | |
| 8月 コーチングスキル研修実施（管理職等対象） | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 4月～令和4年3月 <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究奨励校における研究（市立校1校） ・ 西東京あったか先生プロジェクト・校内研修（毎月） ・ サービス事故防止に特化した学校訪問（抽出） ・ 「西東京市子ども条例」副読本を活用した授業の実施 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 6 取組成果（令和3年度） | | | | | | | | |
| (1) 事業決算額・実績値等 | | | | | | | | |
| 決算見込額 | 140,000円 | | | | | | | |
| 実績値等 | コーチングスキル研修、研究奨励校における研究、西東京あったか先生プロジェクト・校内研修（毎月）、サービス事故防止に特化した学校訪問（抽出）、「西東京市子ども条例」副読本を活用した授業を実施 | | | | | | | |
| (2) 取組内容 | | | | | | | | |
| <p>人権教育を主題とする教育研究奨励校に上向台小学校を指定し、研究紀要を通じてその研究成果を広く発信することで、市立小・中学校全体の人権教育の充実を図った。校長会・副校長会を通じて「西東京あったか先生プロジェクト」「西東京あったか職員室」に取り組み、教職員一人ひとりが人権尊重の理念を理解し、「サービス事故ゼロ」を目指した。また、コーチングスキル研修や校内研修の充実を図り、教職員の人権意識の醸成を図り、教員の服務に関することを中心とした学校訪問を通して研修内容や教員の授業等の様子について視察を行った。</p> | | | | | | | | |

| 7 自己評価 | |
|--|----------------------|
| (1) 定量的又は定性的な観点に基づく自己評価 | |
| A | A… 計画・目標どおりに達成できた |
| | B… 計画・目標の一部が達成できなかった |
| | C… 達成できず困難な課題がある |
| (2) 評価理由 | |
| 全管理職を対象としたコーチングスキルを身に付ける研修会の実施や毎月のチェックシートに取り組む校内研修の充実、9回に渡って実施した教員の服務に関する内容の学校訪問等を通して、「西東京あったか先生プロジェクト」を推進した。また、子育て支援課と連携して行った、副読本を活用した教育活動によって「西東京市子ども条例」への理解を深めることができたため、A評価とした。 | |
| 8 今後の課題・改善点 | |
| 人権教育を研究主題にした市立学校教育研究奨励校を指定するとともに、コーチングや服務研修等を通して教職員の人権意識を醸成していく。 | |
| また、人権教育推進委員会での情報提供や他校の研究発表会の参加を通して、人権教育の推進を図っていく。 | |

○参考資料



西東京あったか先生ポスター



研究奨励校での授業で話し合う児童の様子

| | | | |
|--|--|-------------------|-----|
| 項目番号 | 3 | 主管課 | 図書館 |
| 1 評価対象事業 | | | |
| 子どもの読書環境整備 | | | |
| 2 該当する教育計画上の基本方針等 | | | |
| 基本方針 | 1 | 子どもの「生きる力」の育成に向けて | |
| 方向 | 2 | 豊かな心を育む教育の実現 | |
| 施策 | ④ | 読書活動の推進 | |
| 3 取組事業の概要（「教育計画」から抜粋） | | | |
| 「西東京市子ども読書活動推進計画」を推進し、保育園、幼稚園、学校、児童館、学童クラブなどでの、子どもたちの読書環境のさらなる整備を行う。 | | | |
| 4 具体的な取組（令和3年度） | | | |
| 計画周知・PRのため「西東京市子ども読書活動推進計画策定記念イベント」を実施する。その中で、子どもの読書活動推進に関わる市民団体、公共施設による活動パネル展示や講演会等を実施する。 | | | |
| 5 年度当初の事業指標等 | | | |
| <p>7月 「西東京市子ども読書活動推進計画策定記念講演会」講師決定</p> <p>9月 パネル展「目で見える西東京市子ども読書活動推進計画」 市民団体へ参加意向調査</p> <p>10月 講師 講演内容決定 パネル展 参加団体へ依頼状送付</p> <p>12月 パネル展 展示物準備</p> <p>令和4年1月から3月 パネル展 実施</p> <p>令和4年3月 記念講演会実施</p> | | | |
| 6 取組成果（令和3年度） | | | |
| (1) 事業決算額・実績値等 | | | |
| 決算見込額 | 66千円 (1) 講師謝金 50千円 (2) 手話通訳者謝金 16千円（8千円×2人） | | |
| 実績値等 | <ul style="list-style-type: none"> ・記念講演会 参加者 16名（定員25名） ・パネル展での団体等の活動紹介 市内で子どもの読書に関する活動を行っている市民団体 8団体 行政（子育て支援部保育課・児童青少年課・教育部教育指導課・図書館）3課1館 | | |
| (2) 取組内容 | | | |
| 「第4期西東京市子ども読書活動推進計画」を策定したことに伴い、市民へ計画の周知を図るため、「西東京市子ども読書活動推進計画策定記念イベント」を実施した。記念講演会「子どもの成長と絵本」（講師 市村久子（いちむら ひさこ）氏（絵本研究家））は令和4年3月26日、パネル展「目で見える西東京市子ども読書活動推進計画」は同年1月15日から3月26日まで巡回展示を行い、計画の周知とともに関係団体等の活動紹介を行った。なお、記念講演会と同日に開催予定であった「年齢別のおはなし会イベント」は中止となった。 | | | |

| 7 自己評価 | |
|---|----------------------|
| (1) 定量的又は定性的な観点に基づく自己評価 | |
| B | A… 計画・目標どおりに達成できた |
| | B… 計画・目標の一部が達成できなかった |
| | C… 達成できず困難な課題がある |
| (2) 評価理由 | |
| <p>策定記念イベントは令和4年1月23日の開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の期間となったため、開催日の再検討を行った。記念講演会については3月26日に開催することができたが、会場の都合上、年齢別のおはなし会イベントは中止となった。パネル展については、巡回展示により計画の周知のほか関係団体の活動支援につながる取組を行うことができた。規模の縮小や中止のイベントがあったこと、また代替となる他の取組ができなかったことから、Bの評価とした。</p> | |
| 8 今後の課題・改善点 | |
| <p>「西東京市子ども読書活動推進計画策定イベント」の記録集を作成することで、より多くの方へ本計画の周知を図る。</p> <p>「第4期西東京市子ども読書活動推進計画」は令和3年度から令和7年度までの5年間となる。本計画は関係機関において、事業の進捗状況を確認し、必要に応じて見直しを行う。中間年度である令和5年度には、施策の進行状況を確認する。</p> | |

○参考資料

1 記念講演会



2 パネル展「目で見る西東京市子ども読書活動推進計画」



| | | | |
|--|--|--------------------------|-------|
| 項目番号 | 4 | 主管課 | 教育指導課 |
| 1 評価対象事業 | | | |
| 教育委員会から学校への専門家派遣 | | | |
| 2 該当する教育計画上の基本方針等 | | | |
| 基本方針 | 1 | 子どもの「生きる力」の育成に向けて | |
| 方向 | 4 | 一人ひとりを大切にする教育の推進 | |
| 施策 | ③ | 個に応じた教育実践を支える教育委員会の役割の充実 | |
| 3 取組事業の概要（「教育計画」から抜粋） | | | |
| 各学校に教育支援アドバイザー等を定期的に派遣し、校内委員会の運営、個別の教育支援計画・個別指導計画の作成等に関する助言を行うことで、校内支援を充実させる。 | | | |
| 4 具体的な取組（令和3年度） | | | |
| <p>教育支援アドバイザーが各学校を巡回し、個別の教育支援計画、個別指導計画作成に関して、教員等への助言を行う。</p> <p>令和3年度から中学校特別支援教室を全校で実施することに伴い、市立小・中学校ともに校内委員会の内容を一層充実させ、個に応じた教育支援が進むよう教育支援アドバイザーを計画的・積極的に派遣していく。</p> <p>個別指導計画の統一書式の運用を開始し、また個別の教育支援計画についても統一した書式に向けて検討していく。</p> | | | |
| 5 年度当初の事業指標等 | | | |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">教育支援アドバイザーの活用に向けた取組</div> <p>4月 校内委員会へ 助言 情報の整理・ 方針の確認 就学支援シート の活用 研修計画</p> <p>5月～6月 教育支援システム での一覧表の作 成・共通理解、教 育支援計画、個別 指導計画の作成の 助言</p> <p>9月～12月 校内支援検討・ 経過整理</p> <p>4月～2月 特別支援教室 の利用や適切 な就学に向け た取組</p> <p>7月 教育支援 システム の内容確 認</p> <p>2月 年間まとめ、 引継ぎ事項確 認、教育支援 システムの内 容確認、次年 度計画の準備</p> | | | |
| 6 取組成果（令和3年度） | | | |
| (1) 事業決算額・実績値等 | | | |
| 決算見込額 | 6,736千円（特別支援教育関係事業費） | | |
| 実績値等 | 教育支援アドバイザー巡回延べ回数 令和3年度 計 535回（小学校 389回 中学校 146回） 参考：令和2年度 計 317回（小学校 306回 中学校 11回） | | |
| (2) 取組内容 | | | |
| 令和3年度から中学校特別支援教室が全校実施されたことに伴い、教育支援アドバイザーの中学校への訪問を計画的に行い、個に応じた教育支援が進むよう助言した。教育支援推進委員会作業部会において固定学級における個別指導計画、個別の教育支援計画の統一書式を記載例や手引きと共に作成し、学校現場で活用できるよう整えた。 | | | |

7 自己評価

(1) 定量的又は定性的な観点に基づく自己評価

A

A… 計画・目標どおりに達成できた

B… 計画・目標の一部が達成できなかった

C… 達成できず困難な課題がある

(2) 評価理由

教育支援アドバイザーの巡回訪問は従来小学校を中心に行われていたが、令和3年度から中学校特別支援教室が全校実施されたことに伴い、中学校への訪問・助言についても計画的に行った。中学校における具体的な支援の方向性検討、相談、また保護者面談での同席など多くの場面で助言を行い、その需要の高さからも引き続き本事業の継続が求められる。小学校において安定的に訪問・助言を進められたこと、そして中学校においても計画的に展開できたことからAと評価する。

8 今後の課題・改善点

小学校については従来から、中学校については令和3年度から教育支援アドバイザーの巡回訪問・助言を行っている。最終段階としては、学校の中での確にアセスメントがなされ一人ひとりの児童・生徒に適した支援につなげていく力をつけていくことを目指すが、その鍵となる中心的役割は教育支援コーディネーターが担っている。今後は、コーディネーター連絡会等を通じて支援のあり方等をより具体的に伝え、学校が主体的に取り組めるよう助言等を行っていく。

○参考資料



特別支援教室専門員との打合せ



授業観察の様子（小1巡回）



校内委員会参加の様子

| | | | |
|--|--|--|--|
| 項目番号 | 5 | 主管課 | 学務課 |
| 1 評価対象事業 | | | |
| 中学校特別支援学級及び特別支援教室の充実 | | | |
| 2 該当する教育計画上の基本方針等 | | | |
| 基本方針 | 1 | 子どもの「生きる力」の育成に向けて | |
| 方向 | 4 | 一人ひとりを大切にする教育の推進 | |
| 施策 | ③ | 個に応じた教育実践を支える教育委員会の役割の充実 | |
| 3 取組事業の概要（「教育計画」から抜粋） | | | |
| ひばりが丘中学校の新校舎に固定制特別支援学級を整備するほか、東京都の整備方針に基づき、中学校特別支援教室の全校設置に向けて取り組む。 | | | |
| 4 具体的な取組（令和3年度） | | | |
| 令和2年度に中学校特別支援教室の環境整備等を行い、令和3年4月から全市立中学校において開設する。 近年の小学校特別支援教室及び中学校特別支援学級において入級児童・生徒数の増加や市内の配置バランス等に課題が生じていることから、けやき小学校に市内で4か所目となる特別支援教室拠点校を、ひばりが丘中学校に市内で4校目となる中学校特別支援学級を新設する。 令和4年度当初からの開設に向けて消耗品及び備品の購入を行い、環境整備を進める。 | | | |
| 5 年度当初の事業指標等 | | | |
| ひばりが丘中学校特別支援学級開設に向けた取組 | | | |
| <p>The diagram is a horizontal arrow pointing to the right, divided into segments by circles. Above the arrow, from left to right: 5月 (May) 学校との事前調整 (Adjustment with school in advance), 12月 (December) 消耗品、備品の購入品 (Purchase of consumables and supplies). Below the arrow, from left to right: 11月 (November) 予算の配当を含めた事務の調整 (Adjustment of business including budget allocation), 1～2月 (January-February) 適宜、各校における納品、検査 (Appropriate delivery and inspection at each school), 令和4年 2～3月 (February-March of Reiwa 4) 伝票等の事務処理、執行確認 (Business processing of vouchers, etc., and execution confirmation), 令和4年 3月 (March of Reiwa 4) 開設に向けた最終確認 (Final confirmation for opening).</p> | | | |
| 6 取組成果（令和3年度） | | | |
| (1) 事業決算額・実績値等 | | | |
| 4,947,856円 | | | |
| 決算見込額 | 内訳 | (特別支援教室拠点校) 消耗品費 654,431円 備品購入費 1,541,762円 | (中学校特別支援学級) 消耗品費 612,825円 備品購入費 2,138,838円 |
| 実績値等 | 令和3年度特別支援教室設置校数 中学校9校 令和3年度から小学校・中学校ともに特別支援教室全校実施 | | |
| (2) 取組内容 | | | |
| 既に特別支援教室や特別支援学級が設置されている学校の教員や指導主事の意見を踏まえ、各学校と調整を重ねながら消耗品や備品の決定・購入など開設に向けた準備を進めた。 児童・生徒・保護者に向けては、就学を希望する方を対象とした、ひばりが丘中学校特別支援学級の見学会を行った。また、特別支援教室や特別支援学級新設区域の児童・生徒に進学・通室先の希望調査を行い、一人ひとりの児童・生徒の就学に向けて準備を整えるとともに、新規開設校に通うことになる児童・生徒について、従前の学級・教室からの確かな引継ぎを行うなど運用面での準備を行った。 | | | |

| 7 自己評価 | |
|--|----------------------|
| (1) 定量的又は定性的な観点に基づく自己評価 | |
| A | A… 計画・目標どおりに達成できた |
| | B… 計画・目標の一部が達成できなかった |
| | C… 達成できず困難な課題がある |
| (2) 評価理由 | |
| <p>新規開設にあたり、教育委員会のみでなく、既に特別支援教室や特別支援学級が設置されている学校の教員の意見も取り入れながら、これまでの経験を生かして開設に必要な備品等を準備することができた。新型コロナウイルス感染症拡大の影響で納品の遅れ等があったが、設置校のけやき小学校やひばりが丘中学校と契約業者で細かく調整を行い、予定していた全ての物品を揃えることができた。</p> <p>また、児童・生徒の就学に向けて見学や進学・通室先の希望調査を行い、安心して通い始めることができるよう、準備を整えることができた。</p> <p>予定通り特別支援教室・特別支援学級を開設することができたことを評価し、A評価とした。</p> | |
| 8 今後の課題・改善点 | |
| <p>今回は、既に設置されている特別支援教室・特別支援学級の1、2校のみの意見しか聞くことができなかったため、次回特別支援学級を設置するときは、設置校それぞれの意見も取り入れて環境整備に生かしたい。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で納品が予定通りに進まないことが多くあったため、児童・生徒の人数に左右されない物品に関しては、状況に応じて早めに準備できるよう、計画段階から状況を注視して取り組む。</p> | |

○参考資料

1 けやき小学校特別支援教室（L教室・S教室）



2 ひばりが丘中学校特別支援学級（教室・職員室）



| | | | |
|--|-----------------------|------------------------|-------|
| 項目番号 | 6 | 主管課 | 教育支援課 |
| 1 評価対象事業 | | | |
| 保護者への適時適切な情報提供とネットワークの充実 | | | |
| 2 該当する教育計画上の基本方針等 | | | |
| 基本方針 | 2 | 子どもの「心の健康」の育成に向けて | |
| 方向 | 1 | 相談・支援の充実 | |
| 施策 | ② | 子どもの育つ環境を支援するネットワークの充実 | |
| 3 取組事業の概要（「教育計画」から抜粋） | | | |
| 保護者の子どもに関する不安や心配なことについて、臨床心理士等の相談員が、子どもの状態や状況を把握し理解した上で、心理教育的ガイダンスや、子どもや保護者に適時適切な情報を提供する。また、必要に応じ関係機関での支援につなげるためのネットワークを充実させる。 | | | |
| 4 具体的な取組（令和3年度） | | | |
| 心理教育的ガイダンスや情報提供、学校、家庭、地域に働きかけ、子どもが学習や生活をしやすいよう環境調整等を行うためのネットワークの充実を図る。特に、学校に登校しない・できない児童・生徒について、その保護者の不安を受け止め、必要な情報提供をする場を設けるなど、様々な教育資源を活用し、ニーズに応じた対応を図る。 | | | |
| 5 年度当初の事業指標等 | | | |
| <p>5月 検討開始</p> <p>令和4年3月 検討結果に基づく次年度計画の作成</p> <p>月1回 検討会議（主任会議）</p> | | | |
| 6 取組成果（令和3年度） | | | |
| (1) 事業決算額・実績値等 | | | |
| 決算見込額 | 113,200,241円（教育相談事業費） | | |
| 実績値等 | 主任会議 月1回実施 合計12回 | | |
| (2) 取組内容 | | | |
| <p>適応指導教室（スキップ教室）に通う児童・生徒の情報を主任指導員が集約するとともに、心理技術職員が教育相談センターにある情報を主任指導員と共有した上でスキップ教室に通う児童・生徒の状況等を把握し、特に気になる変化が見られる児童・生徒について、ネットワークにより心理技術職、スクールソーシャルワーカーが当該児童・生徒の状況を理解し、見立てに基づく必要な指導や助言を行った。</p> <p>スキップ教室のケース会議で当該児童・生徒の情報を共有し、対応方針の検討を行い支援につなげるなど、児童・生徒が安定してスキップ教室に通えるよう努めた。</p> <p>また、スキップ教室での児童・生徒の状況等を市民や関係機関の方々に理解していただく機会として、「学校に登校していない児童生徒の自分らしい成長を応援する講演会」を動画配信（YouTube）により行った。講演会ではスキップ教室の指導員が講師となり、スキップ教室に通っていた児童・生徒の活動状況、教室での指導や支援など、スキップ教室の取組をより詳しく知ることができる内容であった。配信は延長期間を含め53日間で行い、再生回数は約250回であった。</p> | | | |

| | |
|--|----------------------|
| 7 自己評価 | |
| (1) 定量的又は定性的な観点に基づく自己評価 | |
| A | A… 計画・目標どおりに達成できた |
| | B… 計画・目標の一部が達成できなかった |
| | C… 達成できず困難な課題がある |
| (2) 評価理由 | |
| <p>スキップ教室では、児童・生徒への直接的な支援と並行して、児童・生徒を取り巻く環境への支援が重要である。具体的には保護者への心理教育的ガイダンスや情報提供、児童・生徒を取り巻く環境調整、福祉や医療等の関係機関との連携も必要となる。主任会議では、児童・生徒の通室状況確認を通じて、幅広い視点から児童・生徒に必要な支援について検討し、適切に対応できた。</p> <p>講演会の動画配信は、10代から70代まで幅広い年代の方々に視聴してもらうことができた。時間の制約がないことから、多くの方が視聴できる環境を提供できたことが要因と思われる。また、配信期間について、視聴者から周囲の方々にも観てほしいので延長してもらいたいとの要望があり、約1か月延長した。視聴者アンケートでは「学校へ行けなくなっても、子どもが安心感を持ち自信を取り戻せる居場所のあることが将来の目標や希望につながることを、再確認できました。」など概ね高評価をいただいた。以上のことから評価をAとした。</p> | |
| 8 今後の課題・改善点 | |
| <p>今後、学校に登校しない・できない児童・生徒とその保護者が必要な情報を手軽に入手できるよう、ホームページ等、必要な情報にアクセスできる環境づくりとともに、様々な相談に対応できる仕組みや支援につながる居場所づくりなどが必要となっている。</p> | |

○参考資料

ピアカウンセリング講演会（録画配信）

**学校に登校していない児童生徒の
自分らしい成長を応援する講演会**

ある日、お子さんが学校に行かなくなりました。
理由は分かりません。
あなたはどのようにしますか？

さまざまな理由で、学校に登校していない児童生徒がいます。
学校に登校していないことは、学業の遅れなどの心配がある一方で、
休養や自分を見つめなおすなど「自分らしい成長」を促す積極的な意味を持つこともあります。
この講演会では、学校に登校していない児童生徒がどのように自分らしい成長を遂げていくのか、
スキップ教室の取り組みを通してお話しします。

**令和4年4月28日（木）まで
延長**

**【配信期間】 令和4年3月7日（月）
～令和4年3月24日（木）
令和4年4月25日（月）
まで延長**

【申込期間】 令和4年2月1日（火）～令和4年3月18日（金）

【申込方法】 メールにて受け付けます。
メール本文に以下の3点を記載し送付してください。
①住所 ②氏名（ふりがな）③年代

【送付先】 西東京市教育委員会教育部教育支援課
メールアドレス kcsion@city.nishitokyo.lg.jp

【配信方法】 お申込み頂いたアドレスへ、講演を視聴できるURLを3月7日（月）以降に送ります。ご自身でURLへアクセスしてご覧ください。
断りなく申込者以外の方にURLを知らせないようお願いいたします。

■講演者■

- ・スキップ教室指導員
- ・スキップ教室アドバイザー
- 小野 良子（臨床心理士）

■スキップ教室とは■

学校に登校していない児童生徒が通える教室です。
保育教室、田舎教室があります。

■お問い合わせ■
西東京市教育委員会教育部教育支援課相談係（電話）042-420-2829

| | | | |
|--|-----------------------|-----------------------------|-------|
| 項目番号 | 7 | 主管課 | 教育支援課 |
| 1 評価対象事業 | | | |
| 早期対応の充実 | | | |
| 2 該当する教育計画上の基本方針等 | | | |
| 基本方針 | 2 | 子どもの「心の健康」の育成に向けて | |
| 方向 | 2 | 学校における教育支援体制の充実 | |
| 施策 | ③ | 不登校への対応 | |
| 3 取組事業の概要（「教育計画」から抜粋） | | | |
| <p>児童・生徒の欠席に対して理由や状態を把握し、不登校の予兆がある場合には早期に対応する。スクールカウンセラーの専門性を活用し、欠席が続く背景を校内で検討し、児童・生徒及び保護者に対し適切な関わりを組織的に行う。必要に応じてスクールソーシャルワーカーと連携する。</p> | | | |
| 4 具体的な取組（令和3年度） | | | |
| <p>月に3日以上欠席がある児童・生徒やその保護者に対し、気持ちに寄り添いながら理由の聞き取りを行い、適切な関わりを組織的に行う。</p> <p>適応指導教室「スキップ教室」、不登校ひきこもり相談室「ニコモルーム」、教育相談センターの相談機能などの機関それぞれの特徴を最大限に引き出し、有効に活用することで、本市の全ての「学校に登校しない・できない児童・生徒」を対象として、一人ひとりの自立に向けた成長及び保護者への支援を強化する拠点を作る。月1回、対応方針検討会議を開催し、それぞれの機関の代表が集まって、一人ひとりの検討を行う。また、検証委員会を4回程度開催し、事業の進捗状況と方向性について協議する。</p> | | | |
| 5 年度当初の事業指標等 | | | |
| 5月 試行開始 (仮称)検証委員会 | 11月 検証委員会 | 令和4年4月 検証結果に基づく 事業の展開 | |
| | 8月 検証委員会 | 令和4年2月 検証委員会 | |
| 6 取組成果（令和3年度） | | | |
| (1) 事業決算額・実績値等 | | | |
| 決算見込額 | 113,200,241円（教育相談事業費） | | |
| 実績値等 | 対応方針検討会議11回 検証委員会2回 | | |
| (2) 取組内容 | | | |
| <p>月に3日以上欠席がある児童・生徒やその保護者に対し、教育相談センターや適応指導教室等とも連携して適切な関わりを組織的に行い、児童・生徒やその保護者への支援を行った。</p> <p>対応方針検討会議では、教育支援課心理技術職、スクールソーシャルワーカー、教育相談センター、スキップ教室、ニコモルームの各職員にスーパーバイザーを加えて全11回開催し、①「スキップ教室、ニコモルーム、教育相談センターに定着しない人、つながることが出来なかった児童・生徒とその保護者」、②「教育支援課が行う事業の中で支援を受けているが、それ以上の支援を継続して受けた方が良いと思われる児童・生徒」への対応について検討を行った。</p> <p>【具体的な取組】</p> <p>①については、接点が途切れないよう、相談対応等の支援をどの機関で行うかなど児童・生徒やその保護者に対する最善策を検討し対応を行った。また対応方針検討会議で話し合われた情報を活用し、スクールソーシャルワーカーが学校訪問時に、学校と話し合いを行い、校内での手立てを検討した。</p> <p>②については、支援を通じて複数の支援の必要性が見えてきた段階で、児童・生徒の背景や現況を見立て、対応方針検討会議で新たな手立てについて検討を行った。また、検証委員会を2回開催し、学校に登校しない・できない児童・生徒の支援策として、フリースペースの設置等について検討を行った。</p> | | | |

| | |
|--|----------------------|
| 7 自己評価 | |
| (1) 定量的又は定性的な観点に基づく自己評価 | |
| A | A… 計画・目標どおりに達成できた |
| | B… 計画・目標の一部が達成できなかった |
| | C… 達成できず困難な課題がある |
| (2) 評価理由 | |
| <p>対応方針検討会議にて、継続した来室につながりにくい児童・生徒や、複雑な背景があり対応が困難な児童・生徒を取り上げ、見立てと支援方法を検討することにより、児童・生徒と保護者への理解を深め、必要な対応を工夫した。70人程度協議したうち、約7割は何らかの継続支援につながった。約3割はスクールソーシャルワーカーが対応方針検討会議の情報を踏まえて学校支援を継続した。</p> <p>継続的に来室は困難でも児童・生徒が他者との関わりを求める段階にある場合は、スクールソーシャルワーカーやニコモルーム職員が家庭訪問を行うことで児童・生徒に直接関わり支援することができた。医療受診が必要な心身状態にある場合や、家庭の環境調整が必要な場合は、医療や福祉と連携して必要な支援につなげた。</p> <p>検証委員会では、対応方針検討会議での検討を踏まえ、心理技術職員等が児童・生徒を見守りながら社会的自立につながる拠点となるフリースペースの設置について、令和4年度中の試行実施に向けた検討がなされ、実現に向けた調整を行っている。以上のことから評価をAとした。</p> | |
| 8 今後の課題・改善点 | |
| <p>学校に登校しない・できない児童・生徒に対する支援策について、児童・生徒やその保護者のニーズに応じた取組を調査研究した上で、教育に関する様々な相談に対応する仕組みや幅広い情報提供、関係機関や民間との連携などの支援策の検討を行う必要がある。</p> | |

○参考資料



<フリースペース設置イメージ>

| | | | |
|--|---|--|-------|
| 項目番号 | 8 | 主管課 | 教育指導課 |
| 1 評価対象事業 | | | |
| 幼稚園・保育園・小学校間の連携強化 | | | |
| 2 該当する教育計画上の基本方針等 | | | |
| 基本方針 | 3 | 持続可能な社会の創り手を育むための教育環境の充実に向けて | |
| 方向 | 1 | 時代の変化に対応した学習環境等の整備 | |
| 施策 | ② | 学校の教育環境の整備 | |
| 3 取組事業の概要（「教育計画」から抜粋） | | | |
| 子どもたちが教育環境の変化に対応できるよう、スタートカリキュラム作成等の幼稚園・保育園の就学前教育から小学校教育への移行の円滑化に取り組む。また、子どもたちが、教育環境の変化の中で抱える問題を緩和させるため、就学支援シートの活用や幼・保・小の交流や教育内容の連続性の確保など、相互の交流に向けた検討を行う。 | | | |
| 4 具体的な取組（令和3年度） | | | |
| 就学前施設から提供される就学支援シートの校内での活用事例を各学校に周知し、効果的な活用方法が各学校で活用されるような仕組みを検討する。 幼児期からの支援の移行を円滑に進めるため、ケース検討や実践内容の交流を行い、効果的な連携について検討する。 | | | |
| 5 年度当初の事業指標等 | | | |
| 就学支援シートの活用に向けた取組 | | | |
| 4～5月 | | 9月～10月 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・就学支援シートの要点まとめ ・教育支援アドバイザーによる助言 | | <ul style="list-style-type: none"> ・校内委員会で児童の様子を共有 ・必要な支援について検討及び校内支援方針の確認 | |
| 7月 | | 9月～12月 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園及び保育園の園長会議に出席 ・次年度新入学予定者の就学支援シートの作成について依頼 | | <ul style="list-style-type: none"> ・就学支援シートの活用についてアンケート調査を実施 ・幼稚園・保育園に活用事例等の報告 | |
| 2月 | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・各市立小学校において、就学支援シートの活用について方針の確認 ・幼稚園・保育園に依頼した就学支援シートの回収及び各市立小学校へ配布 | | | |
| 6 取組成果（令和3年度） | | | |
| (1) 事業決算額・実績値等 | | | |
| 決算見込額 | 消耗品費7千円・役務費6千円・教育支援アドバイザー報酬6,736千円（特別支援教育関係事業費） | | |
| 実績値等 | 就学支援シート作成数 276枚 | | |
| (2) 取組内容 | | | |
| 就学前機関である幼稚園・保育園に対し各園長会で就学支援シートの趣旨を伝え、翌年4月以降の小学校生活において必要とされる具体的な配慮についての確に引き継がれるようシート作成の依頼を丁寧に行った。令和4年2月に就学前機関からシートを回収し、就学先小学校へ提出した。各小学校においてシートに記載された内容を把握し、一人ひとりのニーズに適した支援が図られるよう連携強化に向けて着実に進めていった。また、教育支援アドバイザーが「小1巡回」をする際の貴重な資料として有効に活用されている。 | | | |

7 自己評価

(1) 定量的又は定性的な観点に基づく自己評価

B

- A… 計画・目標どおりに達成できた
- B… 計画・目標の一部が達成できなかった
- C… 達成できず困難な課題がある

(2) 評価理由

幼稚園長会、保育園長会において本シートの趣旨を丁寧に説明し、確実に連携できる一つの確かなツールとして生かしていくことができた。近年は児童デイサービス事業所数も増え、通所先としての所見も合わせて集めることができ、小学校での具体的な支援に生かされている。新型コロナウイルス感染症拡大防止の関係でスケジュールの変更等も生じ、当初掲げた本シートの活用についてのアンケート調査は実施に至らなかったため、全体としては「B」と考える。

8 今後の課題・改善点

就学前時期において保護者が大切にしてきたことや就学前機関が配慮してきたこと、そして小学校生活で引き継いでいくべきことについて適切に連携していくための一つの手段として本事業の役割や存在の意味合いは大きく、継続して取り組んでいくことが必要である。そのためにも、就学前機関に毎年丁寧に趣旨を説明し、また、就学先小学校において本シートをより効果的に活用していくための方法や学校の意向・考えについて聞き取り等をしながら、着実に進めていく。

○参考資料

< 就学支援シートの様式 表面 >

楽しい学校生活のために

<就学支援シート>



保護者・就学前機関の皆様へ

子どもは、それぞれ興味・持ち方や物事へのこだわり方、友達との付き合い方なども様々です。小学校等への入学に向けて、今まで大切にしてきたことや配慮してきたこと、小学校等に引き継ぎたいことがあれば教えてください。

このシートは、一人ひとりのお子さんが、充実した学校生活を送ることができるよう、お子さんに必要と思われる支援や配慮する事項を引き継いでいくものです。スムーズに小学校等へ移行できるよう「就学支援シート」を是非ご活用ください。

| | | | | |
|-----------|-------|----|------|--------|
| お子さんのお名前 | (仮の姓) | 性別 | 生年月日 | 入学年月日 |
| 保護者の方のお名前 | (仮の姓) | | | |
| 連絡先 | 住所 | | 電話 | |
| 所属(任意名等) | | | | |
| 就学予定の学校名 | | | | 小学校(部) |

*この就学支援シートは、お子様が就学する小学校等に引き継がれます。

西東京市教育委員会

1 就学前機関記入用(幼稚園・保育園等)

1 記入者氏名等

| | | |
|-------|-------|----------|
| 記入機関名 | 作成年月日 | 令和 年 月 日 |
| 記入者職名 | 記入者氏名 | |

2 成長・発達の様子

| | | |
|-----------|-------------|--|
| 社会性 | 人との 付き合い | |
| | 集団への 参加 | |
| | 意思疎通 の方法 | |
| 運動 | | |
| 関心・ 興味 | | |
| その他 | | |

3 指導内容・方法の工夫や必要な配慮などに関すること(大切にしていた内容や方法)、就学後も引き続き教育や支援が必要と思われる内容や必要な配慮に関すること
※使用教材や教具、環境設定や働きかけの工夫、支援のコツ、バリエーションが立ったときにおさめる方法、効果的であった指導法、これまでの指導により伸びたこと、これからの伸ばしてほしいことなど

| | | | |
|--|------------------------------|------------------------------|-------|
| 項目番号 | 9 | 主管課 | 教育指導課 |
| 1 評価対象事業 | | | |
| ICT環境整備(GIGAスクール構想) | | | |
| 2 該当する教育計画上の基本方針等 | | | |
| 基本方針 | 3 | 持続可能な社会の創り手を育むための教育環境の充実に向けて | |
| 方向 | 1 | 時代の変化に対応した学習環境等の整備 | |
| 施策 | ④ | 情報教育環境の整備 | |
| 3 取組事業の概要（「教育計画」から抜粋） | | | |
| <p>市立小・中学校におけるICT教育のさらなる充実や、教員一人ひとりがICTを活用した授業改善等を行うことができる環境の整備に努める。</p> <p>特に中学校におけるICT機器を活用した授業等の充実に向けた環境整備を重視し、全市立中学校に、短焦点方式のプロジェクターと授業用ノートパソコンを整備する。また、短焦点方式のプロジェクターを活用した電子黒板やデジタル教科書、校内無線LANの整備等を計画的に進める。</p> | | | |
| 4 具体的な取組（令和3年度） | | | |
| <p>市立小・中学校の各教室で同時に大型提示装置を利用できるようにし、指導者用デジタル教科書の活用を図ることで、各教員によるスムーズかつ効果的な授業展開を可能とし、双方向のコミュニケーションを行うための時間や、1人1台のタブレット端末を活用した児童・生徒が主体的に学習するための時間を増加させ、より質の高い授業を行う環境を整える。</p> | | | |
| 5 年度当初の事業指標等 | | | |
| <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <p>文部科学省令和2年度「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」における教員のICT活用指導力等の実態の向上 「できる」「ややできる」の回答状況との比較</p> </div> <div style="margin-left: 20px;"> <p style="text-align: center;">C評価 減少 B評価 現状維持 A評価 増加</p> </div> </div> | | | |
| 6 取組成果（令和3年度） | | | |
| (1) 事業決算額・実績値等 | | | |
| 決算見込額 | 15,064,600円（補正予算により対応した額も含む） | | |
| 実績値等 | 令和2年度 75.5% → 令和3年度 84.4% | | |
| (2) 取組内容 | | | |
| <p>市立小・中学校のすべての普通教室で大型提示装置を導入したほか、前年度に導入した小学校・英語の指導者用デジタル教科書に続き、新たに小学校の算数、中学校の国語・英語・数学の指導者用デジタル教科書を導入し、より質の高い授業を行う環境を整えた。また、新型コロナウイルス感染症が拡大した際に、感染防止のために全校でオンライン授業を実施し、全教員がICTを効果的に活用した授業展開を行った。</p> | | | |

| 7 自己評価 | |
|--|----------------------|
| (1) 定量的又は定性的な観点に基づく自己評価 | |
| A | A… 計画・目標どおりに達成できた |
| | B… 計画・目標の一部が達成できなかった |
| | C… 達成できず困難な課題がある |
| (2) 評価理由 | |
| <p>中学校の全ての普通教室に大型提示装置を設置したことで、全市立小・中学校で、大型提示装置を有効に活用したGIGAスクール構想を実現するための環境を整えることができた。</p> <p>また、オンライン授業を行うための環境を想定してICT環境を整備し、教員のICT活用能力の向上に努めた結果、新型コロナウイルス感染症が拡大した際に、スムーズにオンライン授業を実施することができた。これらの取り組みによって、「教員のICT活用指導力等の実態」に関する調査にて、「できる」「ややできる」と回答した教員が令和2年度と比較して増加したことからA評価とした。</p> | |
| 8 今後の課題・改善点 | |
| <p>今後もさらなる充実に向けた授業改善等とそのための環境整備を継続していく必要がある。</p> <p>本市と異なるOSのタブレット端末を使用する地区から転入する教員に対し、本市のICT環境をスムーズに使いこなせるようヘルプデスクやICT支援員による支援を継続する必要がある。また、従前と比較してICT機器の取り扱いが活発になっていることから、情報セキュリティの取り扱いに関しては、研修等の機会を通じてこれまで以上に理解啓発を行っていく必要がある。</p> | |

○参考資料



オンライン授業でタブレット端末を用いて
子ども達に話しかける様子



オンライン授業中の教室の様子

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|------------------------------|-------------------|----|--|-----|--------|--------------------|--|-----------------|-----------------|--|--|--|--|--|----|----|--------|--|----------|----------------|-------------------|
| 項目番号 | 10 | 主管課 | 教育企画課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 評価対象事業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校施設個別施設計画の策定 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 該当する教育計画上の基本方針等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 基本方針 | 3 | 持続可能な社会の創り手を育むための教育環境の充実に向けて | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 方向 | 1 | 時代の変化に対応した学習環境等の整備 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施策 | ⑤ | 学校施設の適正規模・適正配置と維持管理 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 取組事業の概要（「教育計画」から抜粋） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校施設の中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減や費用負担の平準化を図るとともに、学校施設に求められる機能及び性能を確保するために「学校施設個別施設計画」を策定する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 具体的な取組（令和3年度） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和3年度における大規模改造事業では、令和元年度から実施してきた田無小学校の大規模改造工事が完了する。主な改修内容は、内装改修、外壁改修、屋上防水改修、トイレ改修、LED照明取替等を実施する。体育館への空調設備設置事業は、猛暑等の対策、良好な教育環境を確保するため、市立小・中学校の空調設備設置を行う。ひばりが丘中学校は、中学校用に転用改修を実施後、新校舎に移転し既存校舎の解体工事を開始する。また、「西東京市学校施設適正規模・適正配置に関する基本方針」の内容を踏まえ、学校施設個別施設計画の策定を行う。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 年度当初の事業指標等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校施設個別施設計画策定、空調設置工事及び大規模改造工事 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="0" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 25%;">4月</td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;">12月</td> <td style="width: 25%;">令和4年3月</td> </tr> <tr> <td>学校施設個別施設計画検討及び策定開始</td> <td></td> <td>市立小・中学校空調設備設置完了</td> <td>教育委員会で個別施設計画を策定</td> </tr> <tr> <td colspan="4"> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>8月</td> <td>9月</td> <td>令和4年1月</td> </tr> <tr> <td></td> <td>転用改修工事完了</td> <td>田無小学校大規模改造工事完了</td> <td>個別施設計画パブリックコメント実施</td> </tr> </table> | | | | 4月 | | 12月 | 令和4年3月 | 学校施設個別施設計画検討及び策定開始 | | 市立小・中学校空調設備設置完了 | 教育委員会で個別施設計画を策定 | | | | | | 8月 | 9月 | 令和4年1月 | | 転用改修工事完了 | 田無小学校大規模改造工事完了 | 個別施設計画パブリックコメント実施 |
| 4月 | | 12月 | 令和4年3月 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校施設個別施設計画検討及び策定開始 | | 市立小・中学校空調設備設置完了 | 教育委員会で個別施設計画を策定 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 8月 | 9月 | 令和4年1月 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 転用改修工事完了 | 田無小学校大規模改造工事完了 | 個別施設計画パブリックコメント実施 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ※解体工事 令和3年9月～令和5年3月 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 取組成果（令和3年度） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1) 事業決算額・実績値等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 決算見込額 | 708,771,535円 内訳 田無小学校校舎大規模改造工事 213,004,000円、体育館空調設備設置（小学校）7,647,935円（中学校）348,007,000円、ひばりが丘中学校建替事業（転用改修工事・解体工事）137,620,000円、学校施設個別施設計画策定 2,492,600円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 実績値等 | 令和3年5月～11月 田無小学校校舎大規模改造工事（第二期） 令和4年1月～令和13年12月 小学校体育館空調設備賃貸借、令和3年8月～令和4年1月 中学校体育館空調設備設置工事、令和3年5月～9月 ひばりが丘中学校転用改修工事、令和3年9月～令和5年3月 旧ひばりが丘中学校解体工事 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) 取組内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 田無小学校については、老朽化に伴い令和元年度に実施した第一期工事に続き、第二期工事を実施した。体育館への空調設備設置事業については、中原小学校を除く小学校17校にはリースで設置し、また、ひばりが丘中学校、田無第三中学校を除く中学校7校には空調設備設置工事を実施した。ひばりが丘中学校については、新校舎の転用改修工事及び旧校舎の解体工事を開始した。また、「西東京市学校施設適正規模・適正配置に関する基本方針」の内容を踏まえ、学校施設個別施設計画の策定を進めた。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 7 自己評価 | |
|---|----------------------|
| (1) 定量的又は定性的な観点に基づく自己評価 | |
| B | A… 計画・目標どおりに達成できた |
| | B… 計画・目標の一部が達成できなかった |
| | C… 達成できず困難な課題がある |
| (2) 評価理由 | |
| <p>田無小学校校舎大規模改造工事（第二期）は、新型コロナウイルス感染症の影響により夏季休業期間が短縮されたことに伴い令和2年度中の事業実施を見送ったが、令和3年度は計画どおりに実施することができた。</p> <p>小学校体育館空調設備賃貸借、中学校空調設備設置工事を計画どおりに実施することができた。</p> <p>中原小学校の仮校舎として使用していたひばりが丘中学校新校舎の中学校仕様への転用改修工事を、計画どおりに行うことができた。</p> <p>学校施設個別施設計画は、市長部局との連携により進めていたが、新型コロナウイルス感染症の影響によって、公共施設等総合管理計画の市民参加実施時期等が見直されたため、スケジュールの変更が生じ、令和5年度に策定が延伸されたことからB評価とした。</p> | |
| 8 今後の課題・改善点 | |
| <p>国及び東京都と連絡・調整を図るとともに、適宜、補助金交付制度を活用して財源確保を行い、施設の計画的な維持管理に努めていくとともに、今後も西東京市立学校施設建替・長寿命化及び大規模改造等事業計画に基づく大規模改造事業を実施していく。</p> <p>学校施設の中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減や費用負担の平準化などを目的とする学校施設個別施設計画について、令和5年度中の策定に向けて、検討を進める。</p> | |

○参考資料

田無小学校校舎大規模改造工事後



体育館空調設備設置工事後



| | | | |
|--|---------------------------------|------------------------------|-------|
| 項目番号 | 11 | 主管課 | 社会教育課 |
| 1 評価対象事業 | | | |
| 放課後子供教室 | | | |
| 2 該当する教育計画上の基本方針等 | | | |
| 基本方針 | 3 | 持続可能な社会の創り手を育むための教育環境の充実に向けて | |
| 方向 | 3 | 学校を核とした地域づくりの推進 | |
| 施策 | ① | 地域と学校の連携・協働の仕組みづくり | |
| 3 取組事業の概要（「教育計画」から抜粋） | | | |
| 放課後における子どもたちの安全・安心な居場所であるとともに、保護者の就労状況等にかかわらず、すべての子どもが多様な体験・活動等ができる場として、地域の協力を得て放課後子供教室の充実を図るとともに、運営体制についての検討も行う。 また、放課後子供教室に、図書館職員が参加し、子どもたちと本との出会いの場を設定する。 | | | |
| 4 具体的な取組（令和3年度） | | | |
| 各小学校施設開放運営協議会に委託し、校庭や体育館を開放する遊び場の提供のほか、様々な体験や学習活動の機会を提供する事業を実施する。 学習活動の機会提供事業については、実施校数の増加や内容の充実に向け、各小学校施設開放運営協議会への支援や関係部署との連携などにより事業の拡充を図る。 また、学童クラブとの連携を進め、学童クラブの子どもが学童クラブを休まずに参加できる仕組みの整備を進めていく。 | | | |
| 5 年度当初の事業指標等 | | | |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-bottom: 10px;">学習活動の機会提供事業実施校</div> <p style="text-align: center;">C評価 実施校数の減少</p> <p style="text-align: center;">B評価 6校 (令和2年度実施校)</p> <p style="text-align: center;">A評価 実施校数の増加</p> | | | |
| 6 取組成果（令和3年度） | | | |
| (1) 事業決算額・実績値等 | | | |
| 決算見込額 | 28,525,429円 | | |
| 実績値等 | 【学習活動の機会提供】令和3年度実施校：7校（前年度比1校増） | | |
| (2) 取組内容 | | | |
| 保護者、地域住民等で構成する学校施設開放運営協議会（以下、「運協」という。）に委託し、放課後子供教室の各種事業を実施した。 緊急事態宣言中は事業を中止したことなどにより2か月程度実施できない期間があったが、学校教育に支障がない範囲で、校庭・体育館を子どもの安全な遊び場として開放する遊び場の提供を全校で実施した。 放課後子供教室事業の一環として、学習活動の機会提供を7校で実施した。また、学童クラブとの連携事業は6校で行われた。 | | | |

| 7 自己評価 | |
|--|----------------------|
| (1) 定量的又は定性的な観点に基づく自己評価 | |
| B | A… 計画・目標どおりに達成できた |
| | B… 計画・目標の一部が達成できなかった |
| | C… 達成できず困難な課題がある |
| (2) 評価理由 | |
| 新型コロナウイルス感染症の影響により、コロナ禍以前と同等の活動はできない状況であった。コロナ禍以前から学習機会の提供事業を行っている運協との調整等を継続的に実施し、開催頻度や定員数を減少させるなどの工夫を行いながら、7校において実施することができた。令和2年度と比較して実施校が増加したものの、新規実施に向けた調整等にまでは至らなかったため、B評価とした。 | |
| 8 今後の課題・改善点 | |
| 学習機会の提供や学童クラブとの連携等、事業のさらなる拡充にあたっては、各学校や運協と連携しながら課題を整理し、適切な対応をする。また、運協が必要としている支援等を的確に把握し、対応するために、運協との連絡調整を一層緊密に行う。 | |

○参考資料

各放課後子供教室実施の様子



学習スペース



サマー子供教室(折り染教室)



遊具は使用毎に消毒

| | | | |
|--|--|------------------------------|-------------------|
| 項目番号 | 12 | 主管課 | 教育指導課・社会教育課・教育企画課 |
| 1 評価対象事業 | | | |
| 地域学校協働本部の研究 コミュニティ・スクールやPTA等との連携に関する研究 | | | |
| 2 該当する教育計画上の基本方針等 | | | |
| 基本方針 | 3 | 持続可能な社会の創り手を育むための教育環境の充実に向けて | |
| 方向 | 3 | 学校を核とした地域づくりの推進 | |
| 施策 | ① | 地域と学校の連携・協働の仕組みづくり | |
| 3 取組事業の概要（「教育計画」から抜粋） | | | |
| <p>幅広い地域住民等の参画を得ながら「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動（地域学校協働活動）を推進する体制である「地域学校協働本部」の設置に向けて、調査・研究を進める。</p> <p>学校が目指す教育ビジョンを地域や保護者と共有しながら実現させるために、コミュニティ・スクールやPTA等との連携の在り方等、学校と保護者・地域との協働に関する研究を行う。</p> | | | |
| 4 具体的な取組（令和3年度） | | | |
| 令和3年度は、モデル校として市立小・中学校各1校にコミュニティ・スクールを導入し、地域学校協働活動とともに展開していく。その効果を検証し、令和4年度以降、順次導入校を増やし、市立小・中学校全校への導入を目指す。 | | | |
| 5 年度当初の事業指標等 | | | |
| <p>The diagram shows a timeline with two main horizontal arrows pointing right. The top arrow is light green and contains three green dots. The first dot is at '7月' with the text '学校運営協議会委員及び地域学校協働活動推進員の委嘱'. The second dot is at '7～11月' with the text 'モデル校の実施状況を把握し、次年度以降の方向性を検討'. The third dot is at '10～11月' with the text '次年度導入校の検討'. The bottom arrow is a darker green and contains one green dot at '7月～令和4年3月' with the text 'モデル校において年間を通して学校運営協議会（6回程度）及び地域学校協働活動実施'.</p> | | | |
| 6 取組成果（令和3年度） | | | |
| (1) 事業決算額・実績値等 | | | |
| 決算見込額 | 255,652 円 (1) 学校運営協議会委員報酬 84,000 円 (2) 消耗品費 2,932 円 (3) 地域学校協働活動推進員謝金 168,720 円 | | |
| 実績値等 | (1) 令和3年度学校運営協議会設置校数 小学校1校・中学校1校 (2) 各学校への学校運営協議会制度説明会回数 6回 | | |
| (2) 取組内容 | | | |
| <p>モデル校にて学校運営協議会を4回開催し、学校経営方針の承認、学校評価や熟議等を実施した。学校や地域の実情を踏まえた熟議が行われ、地域ならではの創意工夫を生かした取組につながった。これらの取組について、「社会教育委員の会議」へ報告を行い、令和4年度以降の展開のための意見をいただいた。また、今後の全校展開に向けて、学校現場がスムーズに移行できるようにマニュアルの整備や制度の説明会、モデル校の取組の紹介を行いつつ、各学校の意向を踏まえて令和4年度の設置校を決定した。</p> | | | |

| | |
|---|----------------------|
| 7 自己評価 | |
| (1) 定量的又は定性的な観点に基づく自己評価 | |
| A | A… 計画・目標どおりに達成できた |
| | B… 計画・目標の一部が達成できなかった |
| | C… 達成できず困難な課題がある |
| (2) 評価理由 | |
| <p>モデル校の2校において学校運営に関する基本的な方針の承認や学校評価、学校や地域の実情を踏まえた熟議などが行われ、地域学校協働活動推進員が学校と地域をつなぐコーディネーターとしての役割を担い、冬休み期間の動物飼育や昇降口のペンキ塗りなど具体的な取組につながっている。これらの活動が教員の負担軽減につながるとともに、参加者からは「動物が飼えない環境にあるが、取組により動物と触れ合う機会ができて良かった」、「今後も学校に関わる活動があればぜひ参加したい」との肯定的な意見をいただいております、地域の方々のやりがいや満足感にもつながった。</p> <p>また、モデル校での取組を全校で共有し、設置に向けた学校支援を行ったことが、令和4年度以降の内容充実や実施校の拡大につながったことから、A評価とした。</p> | |
| 8 今後の課題・改善点 | |
| <p>実施校の取組状況や各学校の準備状況を踏まえ、段階的に全校への設置を目指していく。また、特定の教員や特定の地域協力者だけでなく、「学校応援団」として幅広く協力者を募るためにコミュニティ・スクールへの理解啓発をより進める必要がある。令和4年度は、引き続き学校運営協議会設置校の事例の収集や情報提供を各学校に行うとともに、「令和5年度学校運営協議会設置意向調査」及びヒアリングを実施し、学校現場がスムーズに学校運営協議会の設置や地域学校協働活動を両輪で実施していけるよう取り組む。</p> | |

○参考資料

1 学校運営協議会における熟議



2 地域学校協働活動



冬休み・年末のうさぎ小屋の掃除



昇降口のペンキ塗り

| | | | |
|---|--|------------------------------|-----|
| 項目番号 | 13 | 主管課 | 公民館 |
| 1 評価対象事業 | | | |
| 子育てに関する学習機会の充実 | | | |
| 2 該当する教育計画上の基本方針等 | | | |
| 基本方針 | 3 | 持続可能な社会の創り手を育むための教育環境の充実に向けて | |
| 方向 | 4 | 家庭における教育力の向上 | |
| 施策 | ① | 家庭教育に関する学びの機会の充実 | |
| 3 取組事業の概要（「教育計画」から抜粋） | | | |
| 親と子が、ともに成長できる講座や学習支援保育を必要とするサークルへの、学びの機会を提供することで、地域とのつながりを深められるよう継続的な支援に努める。また、ブックスタート事業により、絵本を通して親と子の心の通じ合い、啓発に努める。 | | | |
| 4 具体的な取組（令和3年度） | | | |
| 親子で参加できる講座や、乳幼児や学齢期の子どもをもつ保護者を対象に、子育てに関する講座を実施する。また、公民館保育室運営会議を実施し、市民グループがともに保育や子育てについて学ぶ機会を提供する。 | | | |
| 5 年度当初の事業指標等 | | | |
| 講座参加者アンケート集計結果内容に「満足」と回答した参加者の比率 | | | |
| 6 取組成果（令和3年度） | | | |
| (1) 事業決算額・実績値等 | | | |
| 決算見込額 | 5,111,698 円（講師謝金、公民館保育員報酬） | | |
| 実績値等 | <ul style="list-style-type: none"> ○親子が参加できる講座 9講座 17回実施 ○子育てに関する講座（保育付き） 2講座 24回実施 ○子育てに関する講座 5講座 18回実施 ○学習支援保育 保育付き講座 8講座 <li style="padding-left: 20px;">市民グループへの支援 13団体 保育室運営会議 30回開催（4館で実施） | | |
| (2) 取組内容 | | | |
| <p>休館していた田無公民館を除く5館で、児童が参加しやすい夏休みや働いている保護者も参加できる土・日曜日、祝日等に親子で参加し同じ体験をする講座や、柳沢、ひばりが丘公民館で、乳幼児を育てている保護者も参加できる保育付きの子育てに関する講座を実施した。また、柳沢、谷戸、ひばりが丘、保谷駅前公民館の4館で分担し、学齢期の子どもがいる保護者対象の講座、思春期の子どもがいる保護者対象の講座、不登校について取り上げた講座等を実施した。</p> <p>子育て中の保護者が孤立することなく地域でつながりを育むことができるよう、また、子どもが仲間とのかかわりの中で育つことができるよう、4館で保育付き講座8講座を実施した。受講者間の関係形成が図られるよう、講座において、グループワークや共同作業を取り入れた。また、講座終了後に講座での学びを振り返り、伝え合う会を複数回実施した。</p> <p>育児期の女性と乳幼児が、社会的存在として仲間の中で育つことを保障するために、申請のあった市民グループ13団体に対して、学習活動中に子どもを保育室で預かる学習支援保育を実施した。また、学習支援保育を実施する4館で、保育室運営会議を開催し、市民グループ間の交流を促した。</p> | | | |

| 7 自己評価 | |
|--|----------------------|
| (1) 定量的又は定性的な観点に基づく自己評価 | |
| A | A… 計画・目標どおりに達成できた |
| | B… 計画・目標の一部が達成できなかった |
| | C… 達成できず困難な課題がある |
| (2) 評価理由 | |
| <p>休館していた田無公民館を除く5館で、働いている保護者も参加できる日程で、親子で参加できる事業を実施した。また、乳幼児期、学齢期、思春期と、子どもの成長に応じた子育てに関する講座を企画、実施した。</p> <p>学習支援保育を実施し、乳幼児を抱える女性の仲間づくりや仲間との活動、乳幼児の仲間とのかわりの中での育ちを支援した。</p> <p>これらの取組の参加者アンケートで「満足」と回答した参加者の比率は、15事業：100%、1事業：92%となっており、16事業すべてが「満足」と回答した参加者の比率が75%以上であるので、A評価とした。</p> | |
| 8 今後の課題・改善点 | |
| <p>親子の交流の機会になる親子対象事業や乳幼児を育てている人も参加できる保育付き講座、学齢期・思春期の子どもをもつ保護者を対象とした講座等、継続的に実施している。しかし、現行の要綱では、土・日曜日に保育付き講座を実施できない。また、学齢期・思春期の子どもをもつ保護者対象の講座も平日の昼間に開催している。そのため、受講者は母親中心で父親を対象とした講座は実施できていない。子育て中の保護者の学習ニーズに応えるためには、働いている保護者も参加できる日程で、また、父親の参加につながる内容で、子育てに関する学習機会を提供する必要があると考える。</p> | |

○参考資料

柳沢公民館 子育て中の女性のための講座
「笑顔が生まれる絵本のある暮らし」

→



柳沢公民館 親子で楽しむ講座「水辺の生物」

↓

落合川で採取した魚



魚の生態を学びながら絵を書きました



| | | | |
|--|--|-------------------------------|-----|
| 項目番号 | 14 | 主管課 | 公民館 |
| 1 評価対象事業 | | | |
| 市民活動団体への支援、相談 | | | |
| 2 該当する教育計画上の基本方針等 | | | |
| 基本方針 | 4 | 「学び」を身近に感じ「学び」を実践できる社会の実現に向けて | |
| 方向 | 3 | 「学び」が実践できる地域の学習資源の活用 | |
| 施策 | ① | 公民館機能の充実 | |
| 3 取組事業の概要（「教育計画」から抜粋） | | | |
| 公民館や他施設を拠点として活動する市民団体に対し、活動支援や相談を積極的に行うことで、新たな地域コミュニティの形成につなげる。 | | | |
| 4 具体的な取組（令和3年度） | | | |
| 耐震改修工事による田無公民館休館期間中に「田無公民館つながるプロジェクト」を実施し、新たな地域コミュニティの形成につなげる。また、展示や発表会、動画配信などの団体活動の成果発表の場を設け、活動支援や団体間の交流の機会とする。各館で公民館利用者懇談会を実施し、利用しやすい施設運営に取り組む。 | | | |
| 5 年度当初の事業指標等 | | | |
| 参加者アンケート集計結果内容に「満足」と回答した参加者の比率 | | | |
| 6 取組成果（令和3年度） | | | |
| (1) 事業決算額・実績値等 | | | |
| 決算見込額 | 講師謝金 470,000円 | | |
| 実績値等 | <ul style="list-style-type: none"> ○田無つながるプロジェクト（田無） 全3回 延参加者数41人 ○「田無公民館つうしん」12回発行、田無公民館まつり実行委員会3回実施 ○ヤギフェス 柳沢みんなの文化祭：延参加者数559人、人形劇フェスタ in 西東京（柳沢）：同151人、芝久保公民館まつり：同396人、ひばりが丘公民館 サークル見学会：同19人、ひばりが丘フェスティバル：同207人、駅前フェスタ（保谷駅前）：同475人 ○利用者懇談会 柳沢、芝久保、谷戸、ひばりが丘、保谷駅前公民館 各1回開催 ○公民館市民企画事業 13団体14事業実施 | | |
| (2) 取組内容 | | | |
| <p>田無つながるプロジェクトでは、公民館や田無公民館周辺地域で活動する市民、地域包括支援センターや社会福祉協議会の職員等が交流しながら、再開後に向けて、地域の居場所としての田無公民館ロビーの活用方法を検討した。休館中、他施設で活動する田無公民館利用団体に対する情報提供も兼ね、原則として毎月1回「田無公民館つうしん」を発行した。団体紹介コーナーを設け、紙面での交流を図った。再開後の実施に向けて、令和3年12月から田無公民館まつり実行委員会を開催した。</p> <p>柳沢、芝久保、ひばりが丘、保谷駅前公民館の4館は、公民館や地域等で活動する団体・個人が実行委員会を組織して互いに交流しながら、コロナ禍に対応した方法で、地域住民に向けて日頃の活動成果を発表する催しを企画・実施した。</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大により9月に予定していた利用者懇談会は中止したが、3月は、田無公民館を除く5館で、団体連絡箱の調整会を兼ねた利用者懇談会を開催した。</p> <p>公民館登録団体が企画・実施する事業を一定の審査の上、公民館が講師料を負担し、公民館と団体との共催事業として実施する公民館市民企画事業を実施した。</p> | | | |

| 7 自己評価 | |
|--|----------------------|
| (1) 定量的又は定性的な観点に基づく自己評価 | |
| A | A… 計画・目標どおりに達成できた |
| | B… 計画・目標の一部が達成できなかった |
| | C… 達成できず困難な課題がある |
| (2) 評価理由 | |
| <p>田無つながるプロジェクトでは、日頃の活動では出会う機会が少ない公民館利用団体と地域活動団体が一緒に課題に取り組むことによって、関係形成が図られた。</p> <p>休館中、田無公民館は、「田無公民館つうしん」の発行や田無公民館まつり実行委員会の開催等を通して、他施設で活動する田無公民館利用団体の交流の支援に努めた。</p> <p>柳沢、芝久保、ひばりが丘、保谷駅前公民館が実施した地域交流事業は、コロナ禍で発表の場を失っていた団体にとって、貴重な発表の機会となり、団体活動継続の支援ともなった。また、過去の実行委員会を通して形成されてきた団体間の関係の維持にもつながった。</p> <p>参加者アンケートで「満足」と回答した参加者の比率は、田無つながるプロジェクト：100%、地域交流事業（人形劇フェスタ、ひばりが丘公民館サークル見学会、駅前フェスタ）：100%、他の3事業は交流事業のため、満足度について調査していないが、自由記載の感想から満足度は高いと考えられるため、A評価と判断した。</p> | |
| 8 今後の課題・改善点 | |
| <p>コロナ禍での制限や会員の高齢化等により活動の継続が難しくなっている公民館利用団体の相談に応じ、求められる支援を行っていく必要があると考える。</p> <p>地域と連携・協働して事業を実施していくためにも、今まで接点が少なかった地域で活動する市民団体と関係を形成していく取組が必要であるとする。</p> | |

○参考資料

「田無つながるプロジェクト」 →
ワークショップのまとめを
田無公民館まつりで展示しました



← 「ヤギフェス vol.10 柳沢みんなの文化祭」
展示作品

| | | | |
|--|---|-------------------------------|------------|
| 項目番号 | 15 | 主管課 | 公民館・図書館 |
| 1 評価対象事業 | | | |
| 中央図書館・田無公民館耐震補強等改修及び休館中の代替サービス | | | |
| 2 該当する教育計画上の基本方針等 | | | |
| 基本方針 | 4 | 「学び」を身近に感じ「学び」を実践できる社会の実現に向けて | |
| 方向 | 3 | 「学び」が実践できる地域の学習資源の活用 | |
| 施策 | ① | 公民館機能の充実 | ② 図書館機能の充実 |
| 3 取組事業の概要 | | | |
| 築45年が経過した施設の安全性に必要な機能を確保するため、耐震補強等改修工事を実施する。工事期間中は、代替サービスにより対応する。 | | | |
| 4 具体的な取組（令和3年度） | | | |
| 中央図書館・田無公民館耐震補強等改修事業では、構造躯体の耐震補強等利用者の安全確保、照明設備のLED化等省エネルギー型機器への更新、外壁改修等劣化箇所の修繕・更新を実施する。 また、施設利用者の利便性の向上のため、学習コーナーの設置、トイレの洋式化、空調設備の更新等を実施する。 休館中は、図書館は中央図書館臨時窓口として、イングビルで予約資料の受渡し、新聞の閲覧等を行う。公民館は田無総合福祉センター3階に「田無公民館（仮）活動室」を開設し、公民館利用団体にご利用いただく。 | | | |
| 5 年度当初の事業指標等 | | | |
| <p>The diagram shows a horizontal timeline from March to April. Key events are marked with green circles and arrows pointing to the right:</p> <ul style="list-style-type: none"> 3月 (Heisei 44): 耐震補強等改修工事完了 (Seismic reinforcement and renovation work completed). 4月 (Heisei 44): 田無公民館（仮）活動室（田無総合福祉センター）開設 (Temporary activity room at Tenuhira Community Center opened). 5月 (Heisei 44): 中央図書館臨時窓口（イングビル）開設 (Temporary library window at Ingvil opened). 6月 (Heisei 44): 特定建築材料撤去工事 (Specific construction material removal work). 7月 (Heisei 44): 耐震補強等改修工事・昇降設備工事着手 (Seismic reinforcement and renovation work, and elevator work started). 令和4年3月 (2032): 耐震補強等改修工事完了 (Seismic reinforcement and renovation work completed). ※令和4年4月再開館 (2032): Reopening of the library in April. | | | |
| 6 取組成果（令和3年度） | | | |
| (1) 事業決算額・実績値等 | | | |
| 決算見込額 | 590,440,180円 (1) 耐震補強等改修工事 537,669千円 施設維持補修等工事 270,600円 (2) 耐震補強等改修工事監理委託料 22,825千円 (3) 移転作業委託料 24,750千円 (4) その他 4,925,580円 | | |
| 実績値等 | (1) 中央図書館・田無公民館耐震補強等改修工事(特定建築材料撤去工事・耐震補強等改修工事・昇降設備工事)を工期内で完了 (2) 代替施設の開設(中央図書館臨時窓口・田無公民館(仮)活動室)によるサービスの維持 | | |
| (2) 取組内容 | | | |
| 構造躯体の耐震補強、外壁劣化箇所の修繕等により建物の安全性を確保するとともに、電気及び空調設備の更新に合わせて照明設備のLED化を行い、省エネルギー型機器への更新を実施した。また、施設利用者の利便性向上のため、公民館1階ロビーに学習コーナーの設置、活動室の新設、地域・行政資料室のレイアウト変更を行い、トイレの洋式化など衛生設備の更新、エレベーターの更新等を実施した。 1年間休館することに伴う利用者へのサービス低下を軽減するため、代替施設として田無総合福祉センター3階に「田無公民館（仮）活動室」、イングビル3階に「中央図書館臨時窓口」を開設した。 また、地域・行政資料室の機能を一部芝久保図書館に移すなどの対応を実施したことにより、一定のサービスの質を確保した。 | | | |

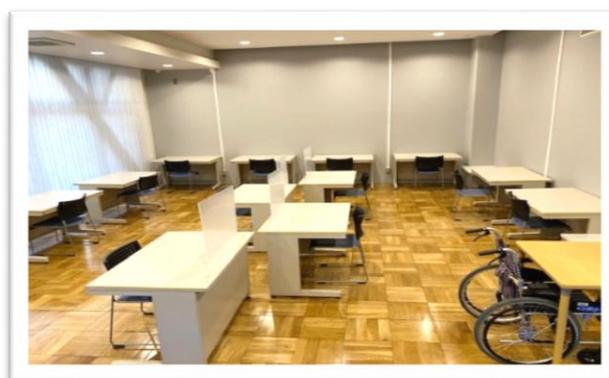
| 7 自己評価 | |
|---|----------------------|
| (1) 定量的又は定性的な観点に基づく自己評価 | |
| A | A… 計画・目標どおりに達成できた |
| | B… 計画・目標の一部が達成できなかった |
| | C… 達成できず困難な課題がある |
| (2) 評価理由 | |
| <p>利用者から要望が多かった学習コーナーの設置やトイレ洋式化の実現により、利便性向上が図られるとともに、耐震補強等により安全に利用できる施設となった。また、新しく設置した授乳室、学習コーナーでのWi-Fi環境の整備により、年代を問わず、様々な年齢層と地域の方々が利用しやすい施設になった。</p> <p>休館中は、代替施設や地域館の利用を促すことで、利用者の活動やサービスの維持を図った。</p> <p>公民館では、柳沢公民館での相談体制や「田無公民館通信」発行などにより、活動支援やサークル間の交流を図り、継続的な支援を図ることができた。図書館では、臨時窓口において予約資料の受渡しを行うなど、一定の読書環境を維持することができた。以上のことから、A評価とした。</p> | |
| 8 今後の課題・改善点 | |
| <p>今後、必要に応じて修理・修繕を行いながら、施設管理を図る。また、安全にかつ利用しやすい環境整備に努めていく。</p> | |

○参考資料

田無公民館 (旧) 1階ロビー



田無公民館 (新) 1階学習コーナー



⇒

中央図書館 (旧) 2階地域・行政資料室



中央図書館 (新) 2階地域・行政資料室



⇒

| | | | |
|--|--|-------------------------------|-------|
| 項目番号 | 16 | 主管課 | 社会教育課 |
| 1 評価対象事業 | | | |
| 下野谷遺跡の保存・活用 | | | |
| 2 該当する教育計画上の基本方針等 | | | |
| 基本方針 | 4 | 「学び」を身近に感じ「学び」を実践できる社会の実現に向けて | |
| 方向 | 3 | 「学び」が実践できる地域の学習資源の活用 | |
| 施策 | ③ | 文化財の保存と活用の充実 | |
| 3 取組事業の概要（「教育計画」から抜粋） | | | |
| <p>国史跡下野谷遺跡の保存・活用については、市の文化財の保存・活用のモデル的な位置付けとして重点的に取り組む。史跡を確実に保存していくとともに、学校教育・生涯学習への活用、市民や事業者等との連携のほか、活用促進に向けた整備や地域博物館等の設置の検討を行う。</p> | | | |
| 4 具体的な取組（令和3年度） | | | |
| <p>「史跡下野谷遺跡保存活用計画」及び「史跡下野谷遺跡整備基本計画」に基づき、下野谷遺跡の価値と魅力を広く示すとともに、地域資源として生かしていくための史跡整備工事を行う。 令和3年度は、復元ゾーンなどの整備工事、整備に係るワークショップを行う。</p> | | | |
| 5 年度当初の事業指標等 | | | |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-bottom: 10px;">史跡の整備工事</div> | | | |
| 6 取組成果（令和3年度） | | | |
| (1) 事業決算額・実績値等 | | | |
| 決算見込額 | 128,806,100円 | | |
| 実績値等 | <ul style="list-style-type: none"> ・下野谷遺跡整備工事説明会 令和3年7月30日 ・下野谷遺跡整備指導委員会 令和3年11月15日 ・下野谷遺跡整備（1B期）工事 ・下野谷遺跡トイレ棟建築及び外構整備工事 | | |
| (2) 取組内容 | | | |
| <p>「史跡下野谷遺跡整備基本計画」では、現状で一定規模の整備が可能な地域を第一次整備地区（コアエリア）として位置付けている。コアエリアの整備を2期に分け、令和2年度は1A期整備を行い、令和3年度は1B期として復元ゾーン（コアエリア西側及び中央部）の整備工事を行うとともに、トイレ棟建築及び外構整備工事を行った。</p> | | | |

| 7 自己評価 | |
|---|----------------------|
| (1) 定量的又は定性的な観点に基づく自己評価 | |
| A | A… 計画・目標どおりに達成できた |
| | B… 計画・目標の一部が達成できなかった |
| | C… 達成できず困難な課題がある |
| (2) 評価理由 | |
| 下野谷遺跡整備（1 B期）工事、トイレ棟建築及び外構整備工事を計画的に完了することができた。新型コロナウイルス感染症の拡大に配慮しつつ、遺跡の整備に向けた取組として、整備工事説明会にて地域住民の方への周知を行うとともに、学識経験者で構成される下野谷遺跡整備指導委員会にて検討を行い、頂戴した御意見を実施設計に十分に反映することができたと評価できる。 | |
| 8 今後の課題・改善点 | |
| 国や都の補助事業を活用しつつ、令和4年度は復元ゾーンにおける竪穴住居の復元や遺構表現等を整備する。また、今後の史跡整備、維持及び管理にあたって、地域住民の方への丁寧な周知を行う。ホームページや郷土資料室での展示等により、下野谷遺跡の価値と魅力をPRするとともに、地域との協働を意識して、史跡が人やまちを結ぶ結節点となり、地域の誇りとなることを目指す。 | |

○参考資料

1. 下野谷遺跡整備（1 B期）工事



エントランス床面表示タイル



縄文時代の墓の復元

2. 下野谷遺跡トイレ棟建築及び外構整備工事



外観



内観



第4 西東京市教育計画に掲げる基本方針・方向ごとの取組状況

基本方針1 子どもの「生きる力」の育成に向けて ～方向1 社会の変化に応える確かな学力の育成～

1-1-① きめ細かな学習指導による基礎・基本の習得と活用

- ✓ 各学校において、対話的な学びの場面を入れるなど校内での共通理解を図りながら指導を行っています。
- ✓ 外国語教育の推進では、ALTによる指導や小学校における英語専科の教員による授業など教科化についても対応してきました。
- ✓ 学習支援員と学校生活支援員の役割を整理し配置することで、学校現場でより効果的に支援がなされるよう計画的に進めています。

- 外国語教育において、市立小・中学校での学びの系統性と連続性を明確にしながら授業の充実に努めます。英語4技能の習得を見通した中学校の英語の授業におけるオールイングリッシュの展開など指導・助言をしていきます。
- 学校生活支援員の的確な活用を学校側と確認し、小学校での拡充を図るとともに、中学校への配置についても検討します。

1-1-② 学ぶ意欲の向上に向けた教育の充実・推進

- ✓ 令和2年度(小学校)及び令和3年度(中学校)からの新学習指導要領の全面实施に向けて、研究指定校を指定するなど、授業を通して児童・生徒の資質・能力を育成するための取組を実施しました。
- ✓ キャリア・パスポート※の実施により、児童・生徒一人ひとりが教育活動を通しての学びや自身の成長を実感できるようにし、自己の将来とのつながりを見通す力を育成し、算数・数学科や英語科における習熟度に応じた児童・生徒の編成を行い、児童・生徒一人ひとりに合わせた指導を充実するよう授業改善を図っています。
- ✓ 全市立中学3年生を対象としたタブレットを活用したオンライン映像授業を行い、生徒が自分のペースで学び残しの解消や発展学習に取り組める環境を提供し、学び残しの解消や発展学習の支援を行っています。

- キャリア・パスポートについては、市立小・中学校間での引継ぎを確実にを行う必要があります。キャリア担当者連絡会を開催し、キャリア教育についての理解や実践について各学校に周知等を行います。
- 児童・生徒のつまずき箇所の克服等に資するため、引き続きオンライン映像授業等を活用し、きめ細かい指導の充実に取り組みます。

※キャリア・パスポート…小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる活動について、学びのプロセスを児童・生徒が記述し、蓄積した記録を振り返るための教材のこと。

1-1-③ 教育の情報化による学習指導の質の向上

- ✓ 各学校にGIGAスクール推進教師を設置し、校内においてリーダーシップを発揮させることで、GIGAスクール構想の実現を推進しています。また、「西東京市子どもGIGAスクール委員会」の立ち上げや「タブレットルール3きょうだい」の策定といった、子どもたちが主体となるような取組を開始しています。
- ✓ タブレットやロボットを使ったプログラミングの授業など、ICT支援員の授業支援を有効に活用したプログラミング教育を推進しています。また、ICT支援員等と連携し、プログラミングを通した論理的思考を育む取組を行っています。

- 
- GIGAスクール構想の急速な進展により、タブレットを活用した指導内容の充実のほか、使い方や注意事項などを含めた検討・周知が必要となっています。
 - GIGAスクール推進教師を対象とした研修会等を行い、研究指定校の研究成果を市内に展開し、情報モラルについても道徳科等を通して充実を図ることができるよう指導・助言をしていきます。
 - 本市のGIGAスクール構想を踏まえ、学校に登校しない・できない児童・生徒へのタブレットを活用したオンライン授業について検討していきます。
 - 様々な教科等においてもプログラミングの要素を取り入れることで、論理的思考力の向上を図ります。

1-1-④ 持続可能な開発のための教育(ESD)の推進

- ✓ オリンピック・パラリンピック教育を中心に、世界ともだちプロジェクトなどを通じた国際理解に関する学習を進めています。
- ✓ 各学校における「安全教育プログラム」や中学校におけるスケアード・ストレイト※の実施により、警察・保護者・地域の方々等と連携した安全教育を学習する機会を継続しています。
- ✓ 各家庭でのCO2の排出量を子どもたちが調べる取組や総合的な学習の時間における環境についての調べ学習、SDGsの目標に関連した取組の全校での実施、SDGsの研究指定校の指定など持続可能な教育の実践についての研究を行っています。

- 
- SDGsの目標などに関連させながら、国際理解に関する学習を実践します。
 - 各学校において「安全教育プログラム」に基づく指導を行い、必要に応じて災害時対応マニュアル・不審者対応マニュアルの見直しや修正を行います。
 - 西東京市のゼロカーボンシティ宣言とも関連させながら、環境教育の推進では、SDGsの中のESDについて、研究成果を踏まえて全校が教育課程に位置付けた取組を行っています。

※スケアード・ストレイト…警察の講義やスタントマンによる実技など、学校・家庭・地域社会の連携による交通事故防止の活動のこと。

基本方針1 子どもの「生きる力」の育成に向けて ～方向2 豊かな心を育む教育の実現～

1-2-① 人権教育の推進

- ✓ コーチングスキル研修の実施や校内研修の充実、教員の服務に関する学校訪問による指導・助言のほか、令和3年度からは西東京市子ども条例や人権教育の理念の下、一人ひとりの子どもたちを大切にする「西東京あったか先生プロジェクト」を推進しています。
- ✓ 「人権教育プログラム」を活用し、「西東京あったか先生」の理念の下、様々な人権課題について考えるとともに児童・生徒の心に寄り添った指導を行っています。
- ✓ 「西東京市子ども条例」については、市長部局との連携による副読本を活用した授業を通して、児童・生徒の理解啓発を図っています。
- ✓ 獣医師会と連携し学校飼育動物の世話を継続するとともに道德教育を通して生命を大切にする学習を行っています。

- 
- 「西東京あったか先生」に基づく対応を推進し、児童・生徒が達成感や充実感を持てるよう、さらなる授業改善に取り組みます。
 - 「人権教育プログラム」を活用した校内研修・授業を推進していくとともに、獣医師会と連携し、学校飼育動物を通じた生命尊重教育を推進します。

1-2-② いじめや暴力行為の防止に向けた教育の推進

- ✓ いじめ対応に関する「西東京ルール」の周知・徹底を図っています。また、「いじめスペシャリスト研修」により組織的な対応ができるよう資質の向上を図るとともに、児童・生徒へのアンケートや面談により、いじめなどの早期発見・早期対応に努めています。
- ✓ 「西東京あったか先生」を推進し、児童・生徒の心に寄り添った対応を全教員が行い、一人ひとりに応じた個性の伸長を図る生活指導を推進しています。

- 
- GIGA スクール構想の進展により環境が変化した「タブレットに関連したネットいじめ」等を未然に防止するため、研修会等の充実を図っていく必要があります。
 - 「西東京あったか先生」を推進するために、児童・生徒・主任アンケートを学期に1回行い、指導の充実を図るとともに、キャリア・パスポートを活用し、児童・生徒が自己実現に向けたキャリア形成をできるようにしていきます。

1-2-③ 道徳教育の充実

- ✓ 道徳教育推進教師連絡会における指導力の向上及び道徳授業地区公開講座における授業の充実を図っています。
- ✓ 保護者や地域とともに道徳教育の一層の充実を図るため、公開講座の内容などについて保護者等との意見交換を行っています。

- 
- 道徳教育推進教師連絡会に講師を招いたり、授業公開を通して指導方法について協議をしたりするなど、教員の指導力の向上を図ります。
 - 道徳授業地区公開講座を通して、保護者の道徳教育への理解や学校・家庭・地域が一体となった道徳教育を推進します。

1-2-④ 読書活動の推進

- ✓ 「西東京市子ども読書活動推進計画」に基づき、学校図書館の活用を図っています。
- ✓ 各学校において「読書センター」、「学習センター」、「情報センター」といった学校図書館の機能に基づく児童・生徒の読書活動の充実を図っています。また、「第4期西東京市子ども読書活動推進計画」の策定に伴い策定記念イベントを実施し、市民への周知を行っています。
- ✓ 市立小・中学校、児童館、学童クラブへの団体貸出や、図書館で除籍となった児童資料の市立小・中学校、乳幼児施設への配布などにより、読書環境の充実のための支援を進めています。

- 
- 「第4期西東京市子ども読書活動推進計画」に基づき、学校図書館の一層の活用を図るとともに、学校司書連絡会を開催し学校図書館の充実に資する研修を行います。
 - 第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」による学校司書の配置目標を踏まえつつ、学校司書の専門性向上や司書教諭との連携などにより読書活動の充実を図ります。
 - 図書館においては、読書環境の充実支援として団体貸出を継続します。また、各施設が児童資料収集の際に参考となるよう、おすすめ本リストを改訂し、配布します。

基本方針1 子どもの「生きる力」の育成に向けて ～方向3 子どもの健康づくりと体力づくりの推進～

1-3-① たくましく生きるための健康と体力づくりの推進

- ✓ 「健康」応援都市としての取組を全校で教育課程に位置付けています。また、コーディネーショントレーニング※の普及研修や体力向上委員会の設置など、運動だけでなく、生活習慣の向上を目指しています。
- ✓ 副読本等を活用した学習やアスリートによる講演会などを通して、オリンピック・パラリンピックの精神についての学習を行いました。学校の観戦プログラムは中止となりましたが、各学校でアスリートを応援する色紙の掲示などを行い、オリンピック・パラリンピック東京大会閉会後には「学校2020レガシー」を設定しています。

- 全国的に児童・生徒の体力が低下している傾向にあるため、コーディネーショントレーニングの地域拠点校による普及研修を行うとともに、体力向上委員会で作成した「体力向上カード」を活用した取組を広めていきます。
- オリンピック・パラリンピック東京大会の各学校によるレガシー教育を推進し、児童・生徒の自己実現や夢を持つ取組について、キャリア教育と関連付けた教育活動を検討していきます。

1-3-② 望ましい生活習慣や規律のある生活習慣の確立

- ✓ 献立表や給食だよりに食に関する情報を掲載し、家庭においても食による健康づくりや季節の行事等への関心が高まるような取組を行っています。
- ✓ 栄養士連絡会が企画する共通献立の全校実施、小学生・保育園児対象の「野菜たっぷりカレンダー」の原画の公募など、児童・生徒への食の関心が高まるように意識付けを行っています。

- 各学校において、体力向上週間の実施など体力向上委員会で作成した体力向上カードを活用した取組を広めていきます。
- 栄養士連絡会などで企画する食の意識醸成のための取組を積極的に取り入れるとともに、引き続き、献立表や給食だよりを通じて、家庭での食の関心が高まるような情報提供を行います。
- 子どもたちから多くの応募があった「めぐみちゃんメニュー」等、市長部局との連携により、食への関心が高まる取組を進めていきます。

※コーディネーショントレーニング…脳・神経と筋をはじめとする運動を調整する機能を開発・改善することを目的としたトレーニングのこと。

基本方針1 子どもの「生きる力」の育成に向けて ～方向4 一人ひとりを大切にする教育の推進～

1-4-① 校内体制の充実

- ✓ 教育支援コーディネーター連絡会における協議や教育支援アドバイザーの校内委員会への派遣及び助言により校内委員会の充実に向けて取り組んでいます。
- ✓ 教育支援アドバイザーが児童・生徒の実態及び課題を把握し、個に応じた配慮や個別対応などの支援について助言を行うとともに学校生活支援員を小学校に配置し、通常の学級における支援体制を整備しています。
- ✓ また、教育支援システムを用いた個別の教育支援計画や個別指導計画の作成・活用について、学校訪問時の点検リストに入れることで定期的に指導・助言を行っています。

- 教育支援アドバイザーが全市立小・中学校を巡回し、児童・生徒の実態や課題を把握し、個に応じた配慮や個別対応などの支援について助言を行います。
- 通常の学級における支援体制整備を一層進めるため、小学校への学校生活支援員の配置校の拡充、中学校への配置についても検討していきます。

1-4-② 個に応じた教育実践の内容の充実

- ✓ 都立特別支援学校との専門性向上事業で学んだことを発表し共有化するなど、授業の充実を図るとともに実態に応じた適切な教育課程の編成について研修等を行うことで、特別支援学級、特別支援教室の内容の充実を図っています。
- ✓ 通常の学級について、研究指定校の研究発表により全市立小・中学校に研究成果を周知し、教員を対象とした研修や学校訪問等を通して、特別支援教育の視点からの授業改善の指導・助言を行っています。
- ✓ 発音や話し方に関する課題については、スクリーニングで対象となった小学1年生の児童を言語相談につなげるなど、フォロー体制を構築して早期対応を図ってきました。また、必要に応じてことばの教室を案内し、各家庭の事情に合わせながら訓練方法の提案を行っています。
- ✓ 教科書によるマルチメディアデージーを導入し、学校側に活用を周知しました。また、図書館においてマルチメディアデージー資料の蔵書数を増やすとともに、巡回展示を実施することで、多くの利用者が触れる機会を作り、周知を図っています。

- 授業の充実に向けた情報を共有するとともに、実態に応じた適切な教育課程の編成が適切にできるよう研修等を行っています。
- 特別支援学級に通う小学1年生のスクリーニングについて、特性に合わせた確かな検査実施体制、内容を検討します。
- ことばの教室に通えない事情のある児童については、毎月の言語相談の対応を継続し、課題が見つければ、適切な支援につなげていきます。
- 図書館におけるマルチメディアデージーの蔵書数は増加しているものの、利活用までには至っていない状況にあります。掲示等により周知に努め、「まちなか先生」の事業等の場に図書館司書を派遣し、マルチメディアデージーの説明などを実施します。

1-4-③ 個に応じた教育実践を支える教育委員会の役割の充実

- ✓ 個に応じた指導の充実について、校内研究や特別支援教育の内容を若手教員に研修するなど教員の資質向上を図っています。
- ✓ 教育支援アドバイザーを計画的・積極的に学校に派遣し、校内委員会の一層の充実や個別指導計画に基づく丁寧な個別対応につなげています。
- ✓ 中学校特別支援学級及び特別支援教室の充実を図るため、中学校特別支援教室のモデル実施を始め、「中学L教室の手引き」にある運営方針等に基づいた指導を展開しています。また、ひばりが丘中学校の新校舎に固定制特別支援学級を整備しました。
- ✓ 子ども一人ひとりに合った支援につながるよう、就学前施設や在籍校と連携を取りながら、丁寧な相談と子どもや保護者の考えに寄り添った丁寧で分かりやすい説明を行っています。

- 
- 若手教員研修や、特別支援学級・特別支援教室の教員を対象とした研修の充実を図るとともに、学校訪問等を通して特別支援教育の視点からの授業改善の指導・助言を行い、指導効果の検証会議についてもより内容を精選していきます。

基本方針2 子どもの「心の健康」の育成に向けて ～方向1 相談・支援の充実～

2-1-① 教育相談センターにおける相談・支援の充実

- ✓ 来所相談において、子どもの生育歴、情緒・認知・社会性の発達、家庭環境等を総合的に見立て、子ども・保護者と話し合いながら支援方針の検討を行っています。
- ✓ また、定期的に相談の段階に応じたカンファレンスによる見立てや支援方針の検討及び専門性の高い臨床心理士や精神科医師を講師に招いた事例検討会の実施により、相談員の技術向上を図っています。

- 
- 利用者のニーズに応じた相談支援の検証及び質の高い相談の実現を目的として、教育相談センター利用者アンケートを実施し、取組の充実を図ります。
 - また、教育相談センター職員の臨床心理学的マネジメント技術向上を目的に、アセスメント研修や相談機能ネットワーク活用などの研修を実施していきます。

2-1-② 子どもの育つ環境を支援するネットワークの充実

- ✓ 保護者への心理教育的ガイダンスや情報提供、児童・生徒を取り巻く環境調整、関係機関との連携を行っています。
- ✓ また、就学支援シートの活用や心理アドバイザーの派遣を行い、一人ひとりの見立て・気づきが早期かつ丁寧に行われるよう就学前機関との連携強化に向けて進めました。

- 
- 切れ目のない支援体制の維持・向上に努めていきます。
 - 就学前の状況が小学校につながらず支援が遅れることのないよう、就学支援シートが効果的に活用されるよう周知・支援を行うとともに、心理アドバイザーの派遣を継続します。

基本方針2 子どもの「心の健康」の育成に向けて ～方向2 学校における教育支援体制の充実～

2-2-① 児童・生徒の「心の健康」の育成

- ✓ 校内体制の実態把握を目的として、養護教諭と生活指導主任向けにアンケートと聞き取り調査を行いました。その結果、教員間の連携が機能し早期対応を図っている学校では、児童・生徒のわずかな変化を捉えた情報共有が意識的に行われていたことがわかりました。
- ✓ 早期対応に向けた取組を進めるとともに、長期休業明けに個別の面談の時間を設けるなど、児童・生徒の心に寄り添った指導をするよう指導・助言しています。
- ✓ 学校で行うストレスマネジメントのプログラムに関する指導者養成研修を教育支援課職員が受講し、学校や適応指導教室での活用について検討を行いました。

- 相談できる体制づくりに努めるとともに児童・生徒の心に寄り添った指導をするよう指導・助言していきます。
- 教員の意識向上を図るための研修や情報発信、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用促進について、教員を委員とする委員会を設置し、検討します。
- ストレスに対する自己コントロール能力を育成するため、児童・生徒に対するストレスマネジメントのプログラムについて、学校と連携し全校で実施します。また、保護者に対して、家庭における児童・生徒のストレスへの対処法等、心の健康に関する情報提供等を行い、「心の健康」の啓発を行います。

2-2-② 学校と教育委員会との連携による支援の充実

- ✓ 状況に応じて各種機関と連携を図るなど、臨機応変にきめ細やかな対応を行っています。
- ✓ 新型コロナウイルス感染症の影響で学校が臨時休業となった際には、学校にスクールソーシャルワーカーを派遣し、学校に登校しない・できない児童・生徒及び要支援児童・要保護児童の状況確認と助言を行いました。
- ✓ また、虐待防止外部委員会へのスクールアドバイザーの派遣を通して、児童・生徒の情報収集をするとともに、ケース会議において助言を行っています。
- ✓ スクールカウンセラーを学校に配置し、日常的な児童・生徒との関わりの中で、児童・生徒や保護者の相談、教員等への助言を行い、学校の教育相談体制の充実を図っています。

- 東京都に対して、スクールカウンセラーの増加配置要望を継続して行います。
- スクールソーシャルワーカーの体制に関しては、市立小・中学校各校の担当スクールソーシャルワーカーの設置及び全校を対象とする不登校担当のスクールソーシャルワーカーを設置します。
- スクールソーシャルワーカーの周知のためリーフレットを作成し、市立小・中学校全教員を対象として配布します。
- ヤングケアラー※についての認識を深め、児童・生徒の実態や背景から早期発見に努め、必要な支援につながるよう関係機関と連携していきます。

※ヤングケアラー…家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どものこと。

2-2-③ 不登校への対応

- ✓ 様々な背景を持つ登校しない・できない子どもたち一人ひとりに合った支援の検討を行い、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが連携して継続した支援を行っています。
- ✓ 生活指導主任会やスクールカウンセラー連絡会等で、市立小・中学校間で情報共有をすることで、各学校にて、担任やスクールカウンセラーを中心に早期対応をしてきました。
- ✓ 市立小・中学校間での情報交換や協議の場として、中1不登校未然防止委員会を開催しています。



- 児童・生徒の心理的な問題に関する様々な相談に対応する仕組みや幅広い情報提供、関係機関や民間との連携などの支援策を検討していきます。
- また、社会的自立につながる拠点となるニコモルームの閉室日を活用したフリースペースの設置に向けて運営方法や運営体制について検討を行います。

基本方針2 子どもの「心の健康」の育成に向けて ～方向3 学校を支える多様な教育資源の充実～

2-3-① 個の教育的ニーズに応じた教育資源の充実

- ✓ 適応指導教室「スキップ教室」では、児童・生徒一人ひとりの理解に応じた学習指導や生活指導、また行事等を通じて児童・生徒の心や日常生活の安定を図れるよう支援を行っています。
- ✓ 不登校ひきこもり相談室「ニコモルーム」では、相談、家庭訪問、居場所の提供、体験活動等を実施するとともに、施設を利用していない児童・生徒の保護者などへの対応として電話相談や見学対応を行っています。また、状況に応じて、スクールソーシャルワーカーや関係機関と連携した対応を行っています。
- ✓ ニコモルームとスキップ教室、教育相談センターとの連携を強化するため、合同で会議を開催し児童・生徒の支援方針を検討することで、児童・生徒のニーズに合わせた支援を行うとともに、施設ごとの機能を有効に活用して児童・生徒の支援を行ってきました。
- ✓ 母語が日本語でなく、学校生活に適應することが困難な児童・生徒に対して指導員を派遣し、初期の日本語指導を行っています。

- 
- スクールソーシャルワーカーや関係機関と連携を取りながら、ニコモルームとスキップ教室、教育相談センターそれぞれの機能を有効に活用し、児童・生徒の支援を行います。
 - 日本語適応指導については、おおむね浸透し活用されている事業であることから、新型コロナウイルス感染症の影響により継続的な指導方法について検討しつつも、継続的に実施していきます。

基本方針3 持続可能な社会の創り手を育むための教育環境の充実に向けて ～方向1 時代の変化に対応した学習環境等の整備～

3-1-① 小中一貫教育の推進

- ✓ 小学生が中学校生活への憧れや希望を持ち、中学校進学後、スムーズに新しい学校生活を開始できるよう、令和2年4月から全市立小・中学校で西東京市小中一貫教育を開始しました。
- ✓ どの小学校からどの中学校に進学しても安心できるよう、小学校1年生から中学校3年生までを見通した取組を全校で行っています。
- ✓ 算数・数学、外国語・英語、体力向上などの各委員会において、系統的な学びの連続性の整理をしています。また、小学校から中学校へ教育支援システムを活用した引継ぎ(保護者の同意がある場合)を行っています。

- 効果的かつ継続して実施することができる市立小・中学校の取組内容について、中学校区ごとに連携を図りながら検討します。
- これらの取組は、教員で構成する小中一貫教育推進委員会において共有し、有効な取組は全校で展開するなど、全校での推進につながるよう進めていきます。

3-1-② 学校の教育環境の整備

- ✓ 学校選択制度については、今後の在り方を懇談会等で検討しています。
- ✓ 介助員制度については、障害者に関する法の改正等を踏まえ、一部制度の見直しを行いました。
- ✓ 施設面においては、バリアフリー化や誰でもトイレを設置し、照明のLED化や屋上緑化、太陽光発電等、人や環境に配慮した施設となるよう整備を進めています。
- ✓ 子どもたちが教育環境の変化に対応できるように、幼・保・小の連携として、就学支援シートの活用や市内公立保育園への心理アドバイザーの派遣を行っています。

- 学校選択制度については、教室や教員の確保・受入れ枠の設定ができない学校があるなどの課題について検証を行います。
- 介助員制度については、人材不足が課題であるため、安定的に配置できるよう体制を整えていく必要があります。
- 施設面においては、西東京市「ゼロカーボンシティ」宣言を踏まえつつ、環境に配慮した施設整備を計画的に進めていきます。
- 幼・保・小の連携として現在行っている取組を継続的に実施していき、子どもたちへの支援を行っていきます。

3-1-③ 学校給食環境の整備

- ✓ 建替工事を行った中原小学校とひばりが丘中学校に学校給食衛生管理基準に準拠した給食室を整備しました。
- ✓ 地場産農作物を積極的に活用することで、子どもたちの地場産農作物への興味や関心を高める取組を行っています。
- ✓ また、食物アレルギーへの備えとしては、指針の見直しなどを行いながら、安全・安心な給食提供に努めています。また、アナフィラキシーショックへの対応として導入した公立昭和病院とのホットラインを全教職員へ周知するなど、万が一の事態に備えた取組を行っています。

- 学校給食に支障が生じないよう給食室の維持・補修を行っていくとともに、より安全で安心な食材への興味・関心を高める取組を継続していきます。
- 食物アレルギー対応が必要な児童・生徒数が年々増加しているため、引き続き、指針に基づく対応や職員研修の実施、ホットラインの活用などを行っていきます。

3-1-④ 情報教育環境の整備

- ✓ 新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、GIGAスクール構想の動きが加速しました。児童・生徒・教員一人ひとりへのタブレット配布、また校内のICT環境を整備し、活用しています。
- ✓ また、授業においてこれらの機器をさらに効果的に活用できるよう、指導者用デジタル教科書の導入を進めています。

- 今後もICT環境整備を進めていくとともに、国の動向を確認しながら学習者用デジタル教科書の導入について検討していきます。
- また、他地区からの配属となる教員に向けて、本市のタブレット等の使用に対する支援や情報セキュリティに関する研修を充実させていく必要があります。

3-1-⑤ 学校施設の適正規模・適正配置と維持管理

- ✓ 令和2年度に「西東京市学校施設適正規模・適正配置に関する基本方針」を策定しました。
- ✓ 「西東京市学校施設個別施設計画」については、令和5年度の策定に向け検討を継続しています。
- ✓ 中原小学校及びひばりが丘中学校の建替事業や田無小学校の大規模改造、市立小・中学校体育館への空調整備など、教育環境の充実に向けた取組を行っています。

- 「西東京市学校施設個別施設計画」については、「西東京市公共施設等総合管理計画」と整合性を図りながら検討を進めていく必要があります。
- 老朽化の進んだ市立小・中学校のトイレ改修(洋式化推進、床の乾式化など)などの施設改修を行い、引き続き教育環境の充実に努めていきます。

基本方針3 持続可能な社会の創り手を育むための教育環境の充実に向けて ～方向2 学校経営改革の推進～

3-2-① 学校組織の活性化

- ✓ 各学校では、カリキュラム・マネジメントにより教職員が相互に連携し学校経営に携わるとともに、学校運営連絡協議会での教育活動の報告などを通して学校経営に関する情報を公開しています。
- ✓ 令和3年度からは、モデル校として小学校1校、中学校1校でコミュニティ・スクールを設置し、地域住民や保護者の学校経営への参画をいただいています。
- ✓ 部活動については、平成30年度に策定した部活動のガイドラインに基づいて、適切な運営を行っています。部活動指導員に対して、東京都教育委員会の行っている研修会への参加を推奨し、資質の向上を図っています。
- ✓ 教育委員会が行う学校訪問監査は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも、実施方法の変更や規模縮小などの対応を図りながら行っています。

- 学校運営連絡協議会やコミュニティ・スクールにて、学校経営についての評価・助言を受けるとともにカリキュラム・マネジメントを推進します。
- 部活動については、地域移行を進めていくため、引き続きガイドラインに基づいた適切な運営を推進します。国や都の動向を注視しながら、休日の運動部活動の段階的な地域移行について、学校や市長部局と連携して検討していきます。
- 学校訪問監査については、状況に応じて監査の実施方法を検討しつつ、監査内容について適宜必要な視点を取り入れながら実施していきます。

3-2-② 学校における働き方改革の推進

- ✓ 教職員の勤務状況の実態把握及び教職員自らの意識改革を促進するため、教職員の勤怠管理システムを導入しました。また、教職員の健康管理について、健康診断に加えてストレスチェックを新たに導入し、高ストレス者に対しては面接指導を行う体制としました。
- ✓ 民間企業の支援の下、タイムマネジメント力向上支援事業を実施しました。また、人的支援としては、部活動指導員や学校特別非常勤講師、副校長業務支援員を配置しています。
- ✓ 統合型校務支援システムを導入し、幅広い校務に関して効率的に事務処理を行うことができる環境を整えました。学校給食費の公会計化については、他市への導入調査等を行いました。

- 働き方改革推進プランに掲げている目標値に達しておらず、人的支援の配置・配置時間拡大を目指します。また、健康診断やストレスチェックにより、安全衛生推進者を活用して、労働環境の改善を図ります。
- 統合型校務支援システムについては、他地区から異動があった教職員が効果的に活用できるよう研修等によりスキルアップを図る必要があります。
- 学校給食費の公会計化については、他市導入状況調査の結果等を踏まえ、導入に伴う変更点や学校給食の内容等への影響について検証し、課題を整理する必要があります。

基本方針3 持続可能な社会の創り手を育むための教育環境の充実に向けて ～方向3 学校を核とした地域づくりの推進～

3-3-① 地域と学校の連携・協働の仕組みづくり

- ✓ コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動については、これらを両輪で進めていけるよう検討を行い、令和3年度から小学校1校、中学校1校において導入を開始しました。その中で、学校課題の解消とともに地域のやりがいや満足につながった事例も報告されています。
- ✓ 学校現場がスムーズに実施できるように制度説明やマニュアル整備、モデル校の取組の紹介、学校への助言を行い、実施校の拡大に向けた取組を進めています。
- ✓ 放課後子供教室は、学童クラブとの連携を進め、学童クラブの子どもが学童クラブを休まずに参加できる仕組みの整備を進めてきました。
- ✓ 副籍制度については、新型コロナウイルス感染症の影響により市立小・中学校の児童・生徒との直接的な交流は難しく、学校だよりの交換等間接的な交流を行っています。

- 地域で幅広く協力者を募るためには、学校運営協議会制度への理解啓発を図る必要があります。事例の収集や情報提供、研修等を行い、全校実施に向けた取組を進めていきます。
- 放課後子供教室や関係機関との連携事業など、新型コロナウイルス感染症の影響により事業規模が縮小したものは、今後の実施・充実に向け、実施主体との継続的な調整を行います。
- 特別支援学校の児童・生徒と地域をつなぐ副籍制度については、副籍交流の趣旨や実施の流れ等について丁寧に学校側に周知するほか、各学校の交流活動事例紹介など制度を推進していくための取組を行います。

3-3-② 安全・安心な教育環境の推進

- ✓ 毎年、学校・地域・保護者・関係機関等と協力・連携して、通学路合同点検等を行い、通学路の安全確保に取り組んでいます。地域安全マップを作成し、通学路等の危険箇所を子どもたちや保護者等が共有し、認識することで、登下校時の安全に対する意識を醸成しています。
- ✓ 地域の方々による見守り活動や交通擁護員の活動を通して、子どもたちの登下校時の安全を確保するとともに、交通マナーの指導・啓発を行っています。
- ✓ 「安全教育プログラム」に基づいて、子どもたちが自分の身を守るための資質・能力を高めることができるよう、学校において安全指導を行っています。また、地域人材を活用してスクールガード・リーダーを委嘱し、安全教育に関する助言を行っています。
- ✓ 通学路の防犯カメラは、令和2年度に中学校登下校区域に防犯カメラ(9台)と周知用看板を設置したことにより、これまでの設置台数と合わせて合計99台となりました。

- 通学路点検や交通擁護員等による見守りを実施し、学校・地域・保護者・関係機関等と協力・連携しながら、より効果的な登下校の安全対策を図ります。
- ハード面での対策が必要な箇所については関係機関との調整を図りますが、実施が難しいケースもあることから、他の事業との連携などによる充実を図ります。
- 通学路の防犯カメラの日常的な維持管理を行うとともに、周知用看板などを活用して周知していくことで安全確保に努めます。

基本方針3 持続可能な社会の創り手を育むための教育環境の充実に向けて ～方向4 家庭における教育力の向上～

3-4-① 家庭教育に関する学びの機会の充実

- ✓ 地域の大人たちが、子どもの育ちや子どもをめぐる課題等について考える講座を継続的に実施しました。この中で新たな市民団体が設立され、公民館との共催講座を実施した事例もありました。
- ✓ 親子が交流しながら一緒に学ぶ講座や子どもの成長に応じた保護者向けの講座を実施しています。また、保育付き講座から市民グループが発足する場合もあり、育児期の女性が地域でつながりを形成する機会となっています。
- ✓ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも、ブックスタート事業として、絵本プレゼント券の発送や本の図書館カウンターでの受渡し・自宅への郵送などを行い、絵本を介した親子の心の通じ合い・啓発を行いました。
- ✓ 放課後子供教室及び地域生涯学習事業は、コロナ禍で計画どおりに実施できませんでしたが、実施主体と参加者の年齢層が多岐にわたり、世代を超えた交流につながるものです。今後の実施に向け、実施主体との継続的な調整を行っています。

- 
- 地域の協力者と出会い、関係を形成する契機として、保護者に限らない地域の大人たちが、子どもの育ちや子どもをめぐる課題等について考える講座を継続して実施します。
 - 新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、地域人材を活用しながら、子育てに関する事業や子育て世代が多世代と交流できる事業の実施を検討していきます。
 - 3歳児フォロー事業について、市内図書館での「えほんだいすきおはなし会」を継続しつつ、令和5年度以降の開催方法等について検討を行います。
 - 放課後子供教室については、学童クラブとの連携や、学習機会の提供事業を含めたさらなる拡充にあたって、各学校や各小学校施設開放運営協議会と連携しながら課題を整理し、適切な対応をしていきます。

基本方針4 「学び」を身近に感じ「学び」を实践できる社会の実現に向けて ～方向1 多様な学びをつなぐ生涯学習の振興～

4-1-① 生涯学習推進体制の充実

- ✓ 学校との連携については、社会教育課・公民館・図書館の学習プログラムを取りまとめ、学校の体験学習を通して児童・生徒へ提供しました。地域人材の情報を活用することにより、この体験学習は地域人材の学習成果を還元する場にもなっています。
- ✓ インクルージョン、多文化共生、防災、不登校等の地域課題を取り上げた事業などについて、市民団体等との連携・協働により実施しています。

- 関係部署・市民団体と連携・情報共有を行い、ネットワーク化や生涯学習の推進に取り組みます。
- 連携・協働する市民団体については、既に連携等している団体だけでなく、新たな団体との関係を構築できるような連携事業の手法を検討します。

4-1-② 生涯学習情報を提供する体制の整備

- ✓ ホームページや広報誌にて、市民団体の会員募集、イベント案内等情報提供に努めています。
- ✓ 図書館学習室については、利用しやすいように受付カウンターで空き状況を表示しています。

- 提供する情報について、利用者にとってわかりやすく、また関心を示すものとなるよう検討していきます。
- 図書館学習室の空き情報については、わかりやすくなるように、表示方法の工夫を行います。

4-1-③ 学びを通じた地域コミュニティづくり

- ✓ 公民館では、地域課題を取り上げた講座等を実施しており、地域活動の場、団体同士の交流の場となっています。
- ✓ 団体の日頃の活動成果を発表する機会として、公民館まつり等の地域交流事業や地域で活動する団体や個人を講師とする事業、また、公民館と団体との共催事業等を実施することにより、学びを通じた交流等を図っています。

- 総合計画や教育計画等を踏まえた事業を計画・継続実施していくとともに、団体同士の関係形成や新たな参加者層の参加につながる事業を検討していきます。
- コロナ禍のため実施を見合わせている実行委員会方式の事業について、学びを通じた交流につなげていくため、感染状況を踏まえた実施を検討します。

基本方針4 「学び」を身近に感じ「学び」を実践できる社会の実現に向けて ～方向2 誰もが学習に参加できる機会の充実～

4-2-① 誰でも学べる機会の充実

- ✓ 公民館では、障害の有無に限らず参加できる講座等を継続的に実施しています。また、新たなコミュニティづくりの場として市民に利用されています。
- ✓ このほかにも、子どもから高齢者までのライフステージに応じた講座や多文化共生をテーマにした講座等を実施し、各講座で実施した参加者アンケートでは高い評価をいただいています。
- ✓ 図書館において、多文化コーナーの設置や国立国会図書館へのデジタイズ資料の情報提供等、日本語以外を母語とする人々やハンディキャップを持つ人々へのサービスを充実させました。このほかにも、多言語でのおはなし会・講座の実施や音訳者の育成・資質向上のための研修を充実させています。

- 公民館では谷戸公民館を「障害がある人もない人もともに楽しめる社会教育活動の拠点館」として位置付けています。障害の有無を問わず、ともに学び交流する事業を実施していきます。
- ライフステージに応じた講座等については、就労世代向けの取組が不十分であり、オンライン講座を含め参加しやすい取組を検討します。
- 図書館において多言語資料等を購入し、多文化コーナーの充実を図るとともに、多文化サービスに関する事業を実施します。
- また、今後もデジタイズ資料を提供し続けるうえで、音訳者の人員確保を図るため、音訳者の養成・技術向上のための研修を充実させていきます。

4-2-② ライフステージに応じた学びの機会の充実

- ✓ 公民館において、保育付き講座や子育てに関する講座、親子で参加できる講座など、その年代に適した講座内容を検討し、ライフステージに応じた講座を幅広く実施するとともに、公民館まつり等を通して同じ世代だけでなく多世代と交流できる機会を設けています。
- ✓ 図書館において、読書が困難になっている市民への読書支援として大活字本の入替え等を行い、利活用を図りました。そのほかにも、地域人材を活用した宅配サービスを実施しています。
- ✓ 図書館への要望等についてシニアボランティアへアンケートを実施し、その意見を各所に反映させながらシニア支援コーナー(現:シニアコーナー)をリニューアルするなど、内容を充実させました。

- 公民館では公民館保育室や保育付き講座を実施していますが、より効果的な事業展開を図るため、各事業の在り方について検討します。また、多世代を対象とした事業について、「共に学ぶ」という観点に基づいた事業内容を検討します。
- 図書館では、利用促進を図るため、出版点数の少ない大活字本の入替えを計画的に行います。
- また、シニアコーナーの周知・利用促進を図るため、他課との連携により効果的なPRを実施します。

基本方針4 「学び」を身近に感じ「学び」を実践できる社会の実現に向けて ～方向3 「学び」が実践できる地域の学習資源の活用～

4-3-① 公民館機能の充実

- ✓ 地域交流事業や公民館市民企画事業を通して、市民が企画した事業の実施等、市民団体の支援を実施しています。
- ✓ また、地域・生活課題を取り上げた講座を定期的の実施し、市民へ学習機会を提供したことで、同じことに関心を持つ市民の出会いの場となっています。

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、存続が難しくなっている市民団体を支援していきます。また、アンケートや懇談会等を通じて、顕在化していない地域課題を把握していき、事業の計画に生かしていきます。
- 地域の中でつながりが生まれる契機となる事業、地域課題に取り組む市民が必要とする学習を提供する事業を実施します。

4-3-② 図書館機能の充実

- ✓ 市民ニーズに合わせ、図書館資料を提供しています。来館の少ないヤングアダルト(YA)世代に向けて、ノンフィクション資料の収集に力を入れたことで、調べ学習の支援や図書館利用の促進につながっています。
- ✓ また、西東京市図書館協議会へ「西東京市図書館の開館時間の拡大について」を諮問し、中央図書館の開館時間を早めることなどについての答申を受けています。
- ✓ 電子書籍について、タブレット端末等の普及や図書館向け電子書籍数の増加など、実施環境が整ってきていることを踏まえ、多摩地区の導入状況や費用・課題等に関する調査を行いました。

- 資料の収集・提供に力を入れていくとともに、図書館ホームページにテーマを絞った調べ案内(パスファインダー)を作成することで、YA世代の図書館利用の促進を図ります。
- 答申内容の実現に向けて、利用の状況やコスト等を調査・分析しつつ、体制等の検討を行います。
- 電子書籍について、調査結果を踏まえ、西東京市図書館計画に沿った検討を進めていきます。

4-3-① 公民館機能の充実 ・ ② 図書館機能の充実

- ✓ 中央図書館・田無公民館耐震補強等改修工事を実施したことで、安全性の向上とともに利用者から要望の多かった「トイレの洋式化」や「学習スペースの設置」を行いました。
- ✓ また、Wi-Fi環境の整備やレイアウト変更を行ったことで、より利用しやすい施設として機能の充実を図りました。

- 必要に応じた修理・修繕による安全にかつ利用しやすい環境整備に努めるとともに、他館の機能向上に向けたWi-Fi環境等について検討を行います。

4-3-③ 文化財の保存と活用の充実

- ✓ 学校と連携した事業「まちなか先生」にて、地域人材等を市立小・中学校へ講師として派遣し、文化財に関する授業を行いました。
- ✓ 市民主体の文化財保護に関する取組の活性化のため、「したのやムラびと制度」や「したのやサポーター制度」を創設しました。
- ✓ 下野谷遺跡の保存については、令和元年度に基本計画を策定し、整備工事を行っています。遺跡保護を念頭におきながら、事前説明会を始めとした周辺住民へ丁寧な周知を行いました。
- ✓ 下野谷遺跡の活用については、コロナ禍の中でできることを模索し、秋まつり等のイベントを数多く実施しました。その中には、地域のやりがいや満足感につながる事例も報告されています。
- ✓ 下野谷遺跡については、遺跡保護のための整備工事や遺跡を活用した子どもから大人まで参加できるイベントを開催したことで、地域全体で文化財保護への意識を高めることができました。

- 史跡の整備を進め、竪穴式住居の復元及び遺構表現施設(土器溜まり)の敷設を行い、価値や魅力を高めます。
- 整備後は、イベントの実施や、愛称の募集を行い、学習の場としての活用等、地域住民の方々と共に成長する下野谷遺跡を目指すことが課題となります。
- また、遺跡の価値や魅力を分かりやすく伝えるガイダンス施設や、地域博物館の設置が課題となっています。

4-3-④ その他地域の学習資源の充実

- ✓ 学校を地域の活動拠点の一つとしていくことを目的として、学校教育に支障のない範囲で学校施設開放を進めており、令和2年度には新たに明保中学校体育館の施設利用を開始しました。
- ✓ 図書館においては、「デジタルアーカイブ」にて電子化した資料を公開したことで、来館できない市民にも資料を提供することができ、資料活用の促進につながっています。
- ✓ 武蔵野大学と連携し、日本文学文化学科の授業「読書への誘い」へ講師を派遣し講義を行っています。毎年度、学生からのアンケート結果をもとに、青年期コーナーの書架における選書や蔵書構成に反映しています。

- 令和4年度からは、建替工事中であった中原小学校及びひばりが丘中学校の施設開放を再開します。
- 拠点づくりに向けて、地域での担い手への支援や新たな人材の発掘を進めていきます。
- 武蔵野大学との連携について、令和2・3年度はコロナ禍にて未実施となった司書課程の学生との共同企画について、実施に向けた調整を行います。

第5 教育委員会の活動状況

- 1 教育委員会会議の開催状況
定例会12回 臨時会1回
- 2 教育委員会会議の提出議案
議案件数 48件

| 議案番号 | 件名 | 議決年月日 | 結果 |
|------------|--|--------|----|
| 令和3年 19 | 西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分について | 3.4.26 | 承認 |
| 20 | 西東京市公立学校の教員の人事についての専決処分について | 〃 | 〃 |
| 21 | 西東京市立学校の副校長人事の内申についての専決処分について | 〃 | 〃 |
| 22 | 西東京市立学校給食運営審議会委員の解任及び任命について | 〃 | 可決 |
| 23 | 西東京市公民館運営審議会委員の委嘱及び任命について | 〃 | 〃 |
| 24 | 西東京市図書館協議会委員の委嘱及び任命について | 〃 | 〃 |
| 25 | 西東京市立中学校特別支援学級通学区域の変更について | 〃 | 〃 |
| 26 | 令和3年度西東京市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択方針について | 〃 | 〃 |
| 27 | 西東京市公立学校教職員に関する措置等について | 〃 | 〃 |
| 28 | 西東京市公立学校教職員に関する措置等について | 〃 | 〃 |
| 29 | 令和3年度教育関係予算について（申出）の専決処分について | 3.5.25 | 承認 |
| 30 | 学校運営協議会委員の報酬額を定めることについての意見についての専決処分について | 〃 | 〃 |
| 31 | 西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分について | 〃 | 〃 |
| 32 | 令和3年度西東京市立中学校教科用図書採択方針について | 〃 | 可決 |
| 33 | 西東京市立学校施設使用料の適正化について（諮問）の専決処分について | 〃 | 承認 |
| 34 | 西東京市学校運営協議会規則 | 3.6.29 | 可決 |
| 35 | 西東京市教育委員会いじめ問題対策委員会委員の委嘱について | 〃 | 〃 |
| 36 | 西東京市社会教育委員の委嘱及び任命について | 〃 | 〃 |
| 37 | 西東京市文化財保護審議会委員の委嘱について | 〃 | 〃 |
| 38 | 下野谷遺跡に係る国史跡追加指定について | 〃 | 〃 |
| 39 | 令和3年度西東京市教育委員会の主要施策 | 3.7.27 | 〃 |
| 40 | 西東京市立学校設置条例附則第5項の西東京市教育委員会規則で定める日を定める規則 | 〃 | 〃 |
| 41 | 教育財産の用途廃止について | 〃 | 〃 |
| 42 | 西東京市立けやき小学校学校運営協議会委員の任命についての専決処分について | 〃 | 承認 |
| 43 | 西東京市立明保中学校学校運営協議会委員の任命についての専決処分について | 〃 | 〃 |
| 44 | 令和4年度使用西東京市立中学校教科用図書採択について | 〃 | 可決 |
| 45 | 令和4年度使用西東京市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について | 〃 | 〃 |
| 46 | 教育財産の取得について（申出） | 3.8.17 | 〃 |
| 47 | 西東京市立学校施設使用条例の一部を改正する条例（申出） | 〃 | 〃 |
| 48 | 令和3年度西東京市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和2年度分）について | 〃 | 〃 |
| 49 | 西東京市立学校給食運営審議会委員の委嘱及び任命について | 〃 | 〃 |

| | | | |
|-----------|--|---------|----|
| 50 | 西東京市立学校文書管理規程の一部改正について | 3.9.25 | 可決 |
| 51 | 西東京市立学校給食運営審議会委員の解嘱及び委嘱について | // | // |
| 52 | 西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分について | // | 承認 |
| 53 | 西東京市立学校の教職員人事についての専決処分について | 3.11.27 | // |
| 54 | 西東京市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則 | 3.12.24 | 可決 |
| 55 | 西東京市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則 | // | // |
| 56 | 西東京市教育委員会の社会教育主事の任命について | // | // |
| 57 | 令和4年度使用西東京市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択の一部変更について | // | // |
| 58 | 西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分について | // | 承認 |
| 令和4年 1 | 令和4年度西東京市公立学校の校長及び副校長の人事の内申について | 4.2.3 | 可決 |
| 2 | 西東京市教育委員会公印規則の一部を改正する規則 | 4.2.22 | // |
| 3 | 西東京市図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則 | // | // |
| 4 | 令和4年度教育関係予算について（申出）の専決処分について | // | 承認 |
| 5 | 西東京市教育委員会の指導主事の人事について | // | 可決 |
| 6 | 西東京市教育委員会表彰について | // | // |
| 7 | 令和4年度西東京市公立学校の副校長人事の内申についての専決処分について | 4.3.13 | 承認 |
| 8 | 西東京市立小・中学校学校運営協議会委員の任命について | // | 可決 |

3 請願 2件

| 番号 | 件名 | 受理年月日 | 審査年月日 | 結果 |
|-----------|-------------------------------------|--------|------------------|-----------------|
| 令和3年 1 | 東京オリンピック・パラリンピックの学校連携観戦プログラムについての請願 | 3.6.23 | 3.6.29 3.7.27 | 継続 みなし 採択 |
| 2 | 都立高校入試に英語スピーキングテストを導入しないよう求める請願 | 3.10.5 | 3.10.26 | 不採択 |

第6 点検及び評価に関する有識者からの意見

【 池田 富太郎 氏 】(学校教育分野)

《プロフィール》

東京福祉大学にて、教職課程支援室特任教授として教員を目指す学生の支援にあたっている。

主な経歴 ・中央区立佃中学校 校長
・西東京市教育委員会指導主事

～報告書全体を通して～

2回の「西東京市教育委員会の事務事業に係る点検評価会議」において、各課より丁寧な説明を受けました。全体を通して、コロナ禍の状況で、創意工夫して事業を執行されている様子が分かります。

点検及び評価すべき主な施策事業は、16項目です。自己評価は、A：12項目、B：4項目、C：0項目でした。新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、長期にわたり通常の活動を行うことができない中、オンラインでの対応も含め、様々な取組を行ってきました。そのことが高い自己評価となっています。

コロナ禍、さらにはポストコロナ期の活動を考える際の視点として不可欠なのは、「新しい生活様式」へ対応するため、教育の在り方を問い直すことだと思います。

従来の事業の重点が、新規・拡大など量的でした。これからは、顧客の満足度や学びの継続・利便性など質的向上により重点が置かれていくことでしょう。

評価の観点に、一層利用者・受益者の満足度の観点を設定する必要があります。

「西東京市教育計画（平成31（2019）年度～2023年度）」は、5年間のうち3年が終わりました。現在の西東京市教育計画が策定された際は、コロナ禍の状況は想像もつきませんでした。そうした中、施策事業を推進したことは、大きな成果となっています。今後2年間は、次の段階に進む時期となっています。

1 基本方針1について

(1) 主要施策について 【5項目：A4、B1】

GIGAスクール構想は、整備から活用段階に入りました。そのため、教師及び児童・生徒対象へとシフトしています。このことにより、どのように学習指導の質が向上したかを具体的な数値で示す工夫があると分かりやすいと感じます。コーチングスキル研修と児童・生徒への指導の質的向上についても同様に考えます。

子どもの読書環境整備、中学校特別支援学級及び特別支援教室の充実など整備・準備することが予定通り進捗しています。特に、特別支援教育については、専門家の派遣も含め成果を上げています。

(2) 西東京市教育計画に掲げる基本方針・方向ごとの取組状況について

4つの方向、36の事業があります。「学力」「心」「体力」など、学校教育の重要な部分です。状況としては、確実に事業が実施されています。特に、GIGAスクール構想（ICT活用）が「新しい生活様式」に対して有効的です。また、コミュニケーションツールとしての新たな可能性が明らかになりました。

2 基本方針2について

(1) 主要施策について 【2項目：A2】

保護者への適時適切な情報提供とネットワークの充実ですが、「学校に登校しない・できない」児童・生徒の保護者を対象としています。心理技術職、スクールソーシャルワーカーによる「ガイダンス」に重点を置き、指導・助言を行ったことは高く評価します。さらに、動画配信を行いスキップ教室

の周知を図った点など工夫がありました。早期対応では、スキップ教室、ニコモルーム、教育相談センターの相談機能の人的及び物的環境を有効に活用し「学校に登校しない・できない」児童・生徒及び保護者とのつながりを図り、大きな成果を上げています。

(2) 西東京市教育計画に掲げる基本方針・方向ごとの取組状況について

3つの方向、14の事業があります。「心の健康」についてです。専門家による相談・支援など充実しています。コロナ禍で子どもの心のケアの重要性が改めて注目されています。

今後「集う機能」が発揮できない場合には、オンラインを活用するなど柔軟な対応を検討・実施するとよいでしょう。

3 基本方針3について

(1) 主要施策について 【6項目：A3、B3】

4つの基本方針の中で、コロナ禍、ポストコロナ期の教育活動を考える際、最も重要な方針です。子ども及び市民の学びを確実に保障し得る環境を構築していくことが重要です。教育委員会は、不測の事態に備え、活動を確実に継続していくためのマネジメントの在り方を明確にするとともに、子ども及び市民にもそうした事態に直面した時に対応する知識や主体的に行動する態度などを育ておく必要があります。

放課後子供教室、地域学校協働本部の研究、子育てに関する学習機会の充実は、学校・家庭・地域での子どもの育ちを社会全体で支えるための重要な事業となっています。子育てに関する学習機会の充実には、働いている保護者も参加できる工夫をしています。ユニバーサルデザインの視点であり、アンケートの満足度の高さが、事業の成果を表しています。

(2) 西東京市教育計画に掲げる基本方針・方向ごとの取組状況について

4つの方向、36の事業があります。「新しい生活様式」の中で、学校・家庭・地域が適切に連携し、社会全体で子どもの育ちや学びを支えていくことが極めて重要です。小中一貫教育、バリアフリー化、学校施設の適正規模・適正配置、コミュニティ・スクール、ブックスタート事業など、未来志向の事業が着実に推進されています。今後は、持続可能という観点から、令和4年度以降を強く意識して取り組むことが重要です。

4 基本方針4について

(1) 主要施策について 【3項目：A3】

「学び」は、主体的に学習に取り組むことができたときに身近に感じます。市民の主体的な企画を支援するというのが、参加者の高い満足度に表れています。

中央図書館・田無公民館耐震補強等改修及び休館中の代替サービスは、サービスの質を保ちながら、改修を行うという、「持続」の試金石となる事業となっています。

公民館では、子育て世代に重点を置いた事業です。利用者の「満足度」はとても高く、意義深いものになっています。

下野谷遺跡は、計画通り整備工事が終わり、「学び」を实践できる場として市民の利用を促進する状況になりました。

(2) 西東京市教育計画に掲げる基本方針・方向ごとの取組状況について

3つの方向、32の事業です。充実に重点を置いています。ここまでは、順調に取り組み、成果を上げています。コロナ禍が、市民の学習活動にも深刻な影響を与えています。教育行政や公民館をはじめとする様々な主体が、「学びを止めない」ための取組を進めてきました。オンラインの導入・活用も含め、ポストコロナ期の学習支援を切り拓く必要があります。

【 山田 知代 氏 】(教育行政分野)

《プロフィール》

多摩大学にて、グローバルスタディーズ学部准教授として、教育法規等を研究している。

主な経歴 ・ 藤沢市立湘南台小学校 学校運営協議会委員
・ 板橋区教育委員会 いじめ問題専門委員会委員

～報告書全体を通して～

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条に基づく「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」として、本報告書は必要十分な水準にあると考えます。当該年度の事務の管理・執行及び報告書の作成に携わった西東京市教育委員会の皆様に、心より敬意を表します。

以上を前提として、今後は、より一層客観的に政策の効果を把握するため、可能な範囲で、「数値で測定可能な指標や目標値を設定し、評価に活用する」ことを検討していただければと思います。これにより、自己評価の妥当性をより客観的に把握することが可能になることを期待します。

1 基本方針1について

(1) 主要施策について

「情報リテラシーの育成と情報モラル教育の充実（G I G Aスクール構想）」（項目番号1）について、市を挙げて精力的に取り組んでいる点を高く評価したいと思います。具体的には、①西東京市が独自にG I G Aスクール推進教師を各校に配置したり、②西東京市子どもG I G Aスクール委員会を立ち上げて、子どもたち自身がタブレットの使い方について意見を交換し、タブレットの使い方について提言したり、③西東京市G I G Aスクール構想懇談会を設けて、保護者や市民の期待すること、不安なことなどの意見を直接聞く機会を作ったりと、当初の事業指標を上回る展開を見せたと感じています。教育委員会、学校、保護者、地域住民、そしてタブレットを活用する子どもたち自身が関わって、一体となって取組を推進している点について、大変意欲的であると評価いたします。

(2) 西東京市教育計画に掲げる基本方針・方向ごとの取組状況について

「方向1 社会の変化に応える確かな学力の育成」は、全体として取組が進んでいると評価できます。そのキーポイントとなっているのは、G I G Aスクール構想の実現に伴うタブレットの活用、教育の情報化であると言えるでしょう。タブレットの活用を、本来の学習指導のみならず、不登校対応や特別支援対応に活かしているという点で、積極性を高く評価できます。

一方でタブレットの活用には「光と影」があります。タブレットの使用に伴う「影の部分」（情報セキュリティ、情報モラル等）についても教育委員会としてしっかりと正対し、取組を継続していったほしいと思います。

2 基本方針2について

(1) 主要施策について

「保護者への適時適切な情報提供とネットワークの充実」（項目番号6）については、適応指導教室（スキップ教室）での児童・生徒の状況等を、市民や関係機関の方々に理解していただく機会として、「学校に登校していない児童・生徒の自分らしい成長を応援する講演会」を動画配信（YouTube）により行った点が注目に値すると思います。事業の成果を広く周知するためにも、動画配信という手法は、時間の制約なく多くの方に情報発信できる有効な手段であったと思います。プライバシーに留意の上、ぜひ今後も積極的に活用していただきたいと思います。

(2) 西東京市教育計画に掲げる基本方針・方向ごとの取組状況について

「方向1 相談・支援の充実」の中の、一人ひとりの見たて・気づきが早期かつ丁寧に行われるよう就学前機関との連携を強化するという取組に期待したいと思います。一方で、就学支援シートの令和3年度の回収率は、全体の約14%にとどまっており、必要な家庭にその趣旨が浸透するよう啓発に努めていくことが課題であると考えます。

3 基本方針3について

(1) 主要施策について

「地域学校協働本部の研究 コミュニティ・スクールやPTA等との連携に関する研究」(項目番号12)では、令和3年度のモデル校での取組を全校で共有し、設置に向けた学校支援を行ったことが、令和4年度以降の内容充実や実施校の拡大につながっていることを評価したいと思います。一方で、本市に限らず一般的にコミュニティ・スクールの課題としては「特定の地域協力者に依存しがちな体制」が挙げられることから、引き続き幅広い協力者を募るために啓発を進めていただきたいと思います。

(2) 西東京市教育計画に掲げる基本方針・方向ごとの取組状況について

「方向2 学校経営改革の推進」において、統合型校務支援システムの導入、部活動指導員や副校長業務支援員の配置等、学校における働き方改革の推進が進められていることを確認しました。しかし、働き方改革推進プランに掲げている目標値には達していないということですので、さらなる人的支援の配置・配置時間拡大を目指していただきたいと思います。

4 基本方針4について

(1) 主要施策について

「中央図書館・田無公民館耐震補強等改修及び休館中の代替サービス」(項目番号15)では、利用者からの要望に応える形で学習コーナーの設置やトイレの洋式化の実現化等により、利便性の向上が図られたことが確認できました。また、休館中も、例えば図書館では臨時窓口において予約資料の受け渡しを行うなど、一定の読書環境を維持する努力が見られたと評価できます。

(2) 西東京市教育計画に掲げる基本方針・方向ごとの取組状況について

「方向2 誰もが学習に参加できる機会の充実」においては、就労世代向けの取組が不十分であると自己評価がなされていました。オンライン講座を導入したり、就労世代・子育て世代への周知方法にSNSを活用したり、申込みを容易にするためにQRコードを活用するなどして、できるだけ全世代に行き届くよう工夫をしていただきたいと思います。

【 長谷川 和子 氏 】(社会教育分野)

《プロフィール》

西東京市社会教育委員として、教育委員会へ社会教育について助言をする役割を担っている。

- 主な経歴 ・西東京市地域学校協働活動推進員
・西東京市学校施設開放管理者

～報告書全体を通して～

西東京市教育計画の3年目にあたる施策の執行状況「令和4年度 西東京市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和3年度分）報告書」の主要施策16項目及び、西東京市教育計画の中間点における事業全体の取組状況について、ヒアリングをもとに社会教育委員として点検・評価をさせて頂きました。「令和4年度 報告書」はまだコロナ禍にありながらも対策を講じ16項目のうち12項目がA評価となり、前年度よりA評価が増えていました。また、中間点における事業取組項目は118にものぼり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた事業もありますが概ね執行されているようです。その中で若干の所感を述べたいと思います。

1 基本方針1について

(1) 主要施策について

施策③〈個に応じた教育実践を支える教育委員会の役割の充実〉においては、中学校では令和2年度より教育支援アドバイザーの派遣回数数が10倍以上となっており、これも中学校の特別支援教室が全校に実施されたことが大きく増えた要因でした。また、教育支援アドバイザーの指導も特別支援教室に配置された職員及び通常の学級の職員にも研修を行っていることも児童・生徒の支援につなげていく力になっていくように思われます。

(2) 西東京市教育計画に掲げる基本方針・方向ごとの取組状況について

方向1〈社会の変化に応える確かな学力の育成〉に関して、小1プロブレムに対応する学習支援員の配置から、さらに学校が必要と思われるところに学校生活支援員として配置できるようになったことで、よりきめ細やかな支援となり効果的な子ども達の育成につながっていくことと思います。今後は中学校への配置も検討され、方向4の〈一人ひとりを大切にす教育の推進〉がなされていくことも期待します。

2 基本方針2について

(1) 主要施策について

施策③〈不登校への対応〉では学校に登校しない・できない児童・生徒へ対する取組として「ニコモルーム」や「スキップ教室」などがありますが、「スキップ教室」等に通えない子ども達への取組としてフリースペースの設置について検討されていることは支援体制の充実に向けて期待します。できればフリースペースが学校内に設置もしくはニーズに応じて複数箇所設置されることがさらなる支援につながるのではないかと思われます。

(2) 西東京市教育計画に掲げる基本方針・方向ごとの取組状況について

方向2〈学校における教育支援体制の充実〉においては、児童・生徒のわずかな変化をとらえた早期対応の取組や、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置など支援体制の充実を図っています。

3 基本方針3について

(1) 主要施策について

施策①〈地域と学校の連携・協働の仕組みづくり〉において、コロナ禍での放課後子供教室（学習活動の機会提供）は定員を設けるなど工夫を凝らし7校において実施することができましたが、新規に向けた調整ができず自己評価はBとなりました。令和4年度は地域学校協働活動の推進に向けても、放課後子供教室（学習活動の機会提供）の実施校が増えていくことを期待したいと思います。施策④〈情報教育環境の整備〉におけるGIGAスクール構想については、いち早いタブレットの導入により、令和3年度はコロナ禍にあって9月と1月に市立小・中学校においてオンライン授業が他市に先駆けて実施されました。今後はさらなる有効的な活用の一つとして不登校対応にもつながっていくことも期待したいと思います。また、タブレットの活用方法においては基本方針1の中にある情報リテラシー、情報モラル教育として、「西東京市子どもGIGAスクール委員会」を立ち上げ、子どもたち自身でタブレットのルールを策定されたことは評価できます。

(2) 西東京市教育計画に掲げる基本方針・方向ごとの取組状況について

方向2〈学校経営改革の推進〉においては各種支援システムの導入や、スクール・サポート・スタッフ、副校長業務支援員などの配置による働き方改革の推進に向けての取組がなされています。また、方向3〈学校を核とした地域づくりの推進〉においては、令和3年ではモデル校小・中各1校からのコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体化した取組が令和4年には7校と増えています。学校と地域が一体となって子どもをど真ん中心にした健全育成と学校を核とした地域のつながりを期待します。

4 基本方針4について

(1) 主要施策について

施策①〈公民館機能の充実〉において、令和3年度は公民館職員皆様がいろいろ対策を講じられ、コロナ禍において予定通り事業が実施できA評価につながったと思います。公民館は地域住民のために社会教育に推進する拠点施設として中心的な役割を担っています。コロナ禍の制限はありますが、地域交流事業や市民企画事業の取組を期待します。

(2) 西東京市教育計画に掲げる基本方針・方向ごとの取組状況について

方向2〈誰もが学習に参加できる機会の充実〉においては、公民館及び図書館ともにそれぞれ高齢者や日本語以外を母語とする人々、障害者、子育て世代等が学べる機会の充実に向けた取組が行われています。さらなる公民館機能の充実にあたり、就労世代が参加しやすい取組の検討を期待します。方向3〈「学び」が実践できる地域の学習資源の活用〉においては、下野谷遺跡の整備と共に、文化財の活用として小・中学校における西東京市の学習に教材として体系化できると良いのではと思います。

<資料>

(1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抄)

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関(以下「学校その他の教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関すること。

二 学校その他の教育機関の用に供する財産(以下「教育財産」という。)の管理に関すること。

三 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。

五 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。

六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。

七 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。

八 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。

九 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。

十 学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。

十一 学校給食に関すること。

十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。

十三 スポーツに関すること。

十四 文化財の保護に関すること。

十五 ユネスコ活動に関すること。

十六 教育に関する法人に関すること。

十七 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。

十八 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。

十九 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。))の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

(2) 西東京市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価実施要綱

第1 趣旨

この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第26条の規定に基づき、西東京市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、その権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価（以下「点検評価」という。）を行うに当たり、必要な事項を定めるものとする。

第2 点検評価の内容

教育委員会は、前年度における次に掲げる事務の点検評価を行う。

- (1) 西東京市教育計画に基づく事務及び事業に関すること。
- (2) 法第21条に規定する事務に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事務に関すること。

第3 点検評価の実施、知見の活用等

教育委員会は、第2各号に掲げる事務について点検評価を毎年度実施し、点検評価の結果に係る報告書（以下「報告書」という。）を作成する。

- 2 教育委員会は、法第26条第2項により点検評価を行うに当たり、点検評価の客観性及び透明性を確保するため、教育に関し学識経験を有する者その他教育行政に関し知識を有する者（以下「学識経験者等」という。）の意見又は提言を受けものとする。
- 3 教育委員会は、報告書を作成したときは、法第26条第1項の規定により、西東京市議会に提出し、点検評価の結果について報告する。
- 4 教育委員会は、法第26条第1項の規定により、報告書を市のホームページその他市の発行する広報紙等により市民へ公表する。
- 5 教育委員会は、点検評価の結果を踏まえて、教育委員会の事務及び事業等について適切な措置を講じるものとする。

第4 学識経験者等

学識経験者等は、点検評価について中立かつ公正な立場で客観的な意見又は提言を具申できる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- 2 学識経験者等の定数は、3人以内とする。
- 3 学識経験者等の任期は、教育委員会が委嘱した日からその翌年度の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。
- 4 学識経験者等が欠けた場合の補欠学識経験者等の任期は、前任者の残任期間とする。

第5 報償

学識経験者等に対して、予算の範囲内で定める額を報償として支給する。

第6 庶務

点検評価に係る庶務は、教育部教育企画課において処理する。

第7 その他

この要綱に定めるもののほか、点検評価に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に西東京市教育委員会が委嘱した教育に関し学識経験を有する者その他教育行政に関し知識を有する者の任期については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(3) 西東京市教育計画（平成31（2019）年度～2023年度）の用語解説

あ 行

ICT

Information and Communication Technology（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の略で、コンピュータやインターネットに関連する情報通信技術のこと。

生きる力

予測困難な社会の変化に主体的に関わり、感性を豊かに働かせながら、どのような未来を創っていくのか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかという目的を自ら考え、自らの可能性を発揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる力のこと。

OJT

On the Job Training の頭文字をとったもの。職場内で行われる指導手法の一つ。

職場の上司、先輩職員などが、新任職員や後輩職員に対して、日常業務を通じてその人の「特性、理解度、気持ち」を考慮しつつ、必要な知識・技術・技能・態度などを、意図的・計画的・継続的に教育・指導することにより、業務処理能力や力量を育成する活動のこと。

オリンピック・パラリンピック教育

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした教育を推進し、次世代を担う子どもたちに国際感覚やスポーツの楽しさ、ボランティア精神、障害者への理解等を身に付けさせ、大会後も無形のレガシーとして引き継いでいくための教育活動のこと。

か 行

学校運営連絡協議会

学校の運営方針や学校・家庭・地域社会との連携の在り方などについての協議・助言を目的とし、学校職員・保護者・地域の関係機関の代表者などで構成される。

カリキュラム・マネジメント

児童・生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的

に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと。

キャリア教育

望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育のこと。

教育支援アドバイザー

市立小・中学校を巡回し、児童・生徒の個に応じた教育支援に関する助言を行う専門家で、特別支援教育士等が当たる。

教育支援コーディネーター

各学校の教員で、関係機関に対する学校の窓口として、また、学校内の関係者や福祉、医療等の関係機関との連絡調整の役割を担う職名のこと。

教育支援システム

児童・生徒一人ひとりの「個に応じた支援」を校内で進めていくため、実態把握や校内委員会での検討、外部機関への支援依頼、学校での支援の計画などに必要な様式を一つにまとめ、市立学校教員が入力・作成可能なシステムのこと。児童・生徒に関する“気づき”を記録する「一覧表」、 “気づき” を基に具体的な支援策を選び、他機関と連携した内容や保護者との相談内容を記録する「個別の教育支援計画」、指導や支援のより具体的な内容や期間等を記入する「個別指導計画」の三つの書式を効率的に作成することができる。学年進行や転学、進学時などの引継ぎや連携も可能。

ケース会議

児童・生徒に関わる解決すべき問題・課題のある事例を、個別に深く検討することによって、その状況の理解を深め、対応策を考える会議のこと。

校務支援システム

情報の共有化や校務の効率化を目的に学校や児童・生徒に関する様々な情報の管理をシステム化したもの。

合理的配慮

障害者の権利に関する条約第2条において、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されている。

個別指導計画

指導や支援のより具体的な内容や期間等を記入するもの。

個別の教育支援計画

“気づき” を基に具体的な支援策を選び、他機関と連携した内容や保護者との相談内

容を記録するもの。

コミュニティ・スクール

学校運営協議会制度のこと。学校と保護者や地域の方々がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に基づいた仕組みのこと。

さ 行

持続可能な開発のための教育（ESD）

環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な地球規模の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動のこと。

持続可能な社会

将来の世代が必要とするものを損なうことなく、現在の世代の要求を満たすような開発が行われている社会のこと。

下野谷遺跡

南関東屈指の規模を誇る、縄文時代中期（4～5千年前）の大集落遺跡で、平成27年に一部が国史跡に指定された。住居や倉庫がお墓のある広場を環状に囲むムラが隣接して複数あり、石神井川流域の拠点となる集落であったと考えられている。一部は下野谷遺跡公園として整備され、地下には遺跡が保護されている。

就学支援シート

未就学児が小学校への入学後、充実した学校生活を送ることができるように、保育園や幼稚園などの就学前機関が、子どもに必要と思われる支援や配慮する事項などについて、保護者とともに作成し、小学校などに引き継ぐシートのこと。

生涯学習社会

「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会」（教育基本法第3条・生涯学習の理念より）のこと。

情報モラル

情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度。

情報リテラシー

情報機器やネットワークを活用して、情報やデータを取り扱う上で必要となる基本的

な知識や能力のこと。

食育

「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる」（食育基本法前文より）こと。

スクールアドバイザー

児童虐待の早期発見・早期対応を図るために、学校に助言を行いながら、関係機関と連携を図る。また、いじめの第一報を受けるなど、学校の対応について支援を担う元校長等の職名のこと。

スクールガード・リーダー

学校の安全・防犯に関する専門的知識を有した地域安全巡回指導員のこと。各市立小学校在が主催する学校安全連絡会において、学校の安全管理体制の点検を行うとともに、学校と保護者・地域が連携した安全管理の在り方について指導・助言を行う。

スクールカウンセラー

学校に配置され、児童・生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、教員や保護者に対して指導・助言を行う専門家。多くは臨床心理士があてられる。

スクールソーシャルワーカー

子どもが生活の中で直面する学校内では解決しにくい困難に対して、関係機関と連携を図りながら、個人及び環境などの課題の背景に働きかけることにより、解決に向け支援を行う専門家。

た　　行

地域学校協働活動

地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のことを指し、社会教育法第5条第2項に規定されている。

地域学校協働本部

幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制のこと。コーディネート機能、多様な活動、継続的な活動、の三つの要素を必須とすることが重要とされている。

知・徳・体の育成

確かな学力、豊かな人間性、健康・体力をバランスよく育成し、「生きる力」を育ていくこと。

ティームティーチング

一つの学習集団に、複数の教員が指導にあたることにより、個に応じた指導の充実を図り、基礎的・基本的な内容の確実な定着を目指す指導方法のこと。

適応指導教室「スキップ教室」

市立小・中学校に在籍し、不登校になっている児童・生徒を対象に、毎日通える教室として設置。「スキップ田無教室」と「スキップ保谷教室」の2箇所がある。

特別支援教室

通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする主に発達障害のある児童を対象として、教員が巡回指導することで、在籍校で特別な指導が受けられるようにするための教室で、東京都は平成 30 年度に小学校、2021 年度までに中学校での導入を進めている。西東京市では、巡回指導教員が在籍校に巡回し、児童が個別課題に取り組むため、すべての小学校に設置している「L 教室」と、児童が週 1 回通い、小集団指導によるコミュニケーションや対人関係など社会性を養うため、拠点校に設置している「S 教室」がある。

特別の教科 道徳

学習指導要領が改訂され、これまでの道徳の時間が教科化され、「特別の教科 道徳」となる。この教科化により、他の教科と同様、授業において検定教科書を使用するとともに、児童・生徒の学習状況等に関する評価が行われるようになる。

は 行

パスファインダー

テーマごとに資料、文献、情報や解説などを収集・蓄積したデータ集。

副籍制度

特別支援学校の児童・生徒が、居住する地域の市立小・中学校に副次的な籍（副籍）を持ち、直接・間接の交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度。

不登校ひきこもり相談室「ニコモルーム」

18 歳までの不登校又はひきこもりの状態にある児童・生徒等の相談及び支援と、不登校又はひきこもりの児童・生徒等の家族の相談及び支援を事業の基本として、一人ひとりの成育歴、潜在能力、生活環境などを細かにアセスメントしながら、居場所又は相談の場所を提供し、具体的な支援を用いて何らかの社会的活動の場へ参加していけるよ

う、成長を促すことを目的として設置している。

ま 行

マルチメディアディジー

音声とその部分のテキストや画像等がシンクロナイズ（同期）して出力され、読み上げているフレーズの色が変わり（ハイライト機能）、どこを読んでいるのかが一目でわかる。通常の本を読むことが困難な学習障害・発達障害・知的障害・上肢障害・視覚障害・寝たきりの人等様々な人が利用できるデジタル図書のこと。

や 行

ヤングアダルト（YA）世代

子どもと大人の狭間の世代。西東京市図書館では、13歳から18歳を対象とした青春期特有のテーマ、友情・恋愛・自立・職業・生き方などを扱った読み物・絵本・ノンフィクションなどを中心に様々な分野から収集している。

ユニバーサルデザイン

ユニバーサルは「すべてにわたり一般的な」という意味をもつ。すべての年齢や能力の人々に対し、可能な限り最大限に使いやすい製品や環境のデザインを指し、「みんなのためのデザイン」ともいわれている。

ら 行

レファレンスサービス（調べもの支援）

利用者の研究や調査のため、どのような資料（図書・雑誌・データベース）を使えばよいのかを案内するサービスのこと。

令和4年度 西東京市教育委員会の権限に属する事務の管理及び
執行の状況の点検及び評価(令和3年度分)報告書
令和4年8月

西東京市教育委員会教育部教育企画課
〒188-8666
東京都西東京市南町五丁目6番13号
Tel : 042-420-2822
Fax : 042-420-2891